

旧アルファビゼン盗難事件調査特別委員会報告書

平成28年12月14日

備前市議会議長 鵜 川 晃 匠 殿

委員長 橋 本 逸 夫

平成28年12月14日に委員会を開催し、次のとおり調査したので議事録を添えて報告する。

記

案 件	結 果	備 考
旧アルファビゼン盗難事件に関する調査について ① 証人喚問について 幡上義一氏 ② 証人尋問について 増田敏夫氏 木村勝幸氏 木村幸隆氏	継続審査	—

《 委員会記録目次 》

招集日時・出席委員等	1
開会	2
証人喚問（幡上義一氏）	2
証人尋問（増田敏夫氏）	3
証人尋問（木村勝幸氏）	21
証人尋問（木村幸隆氏）	35
閉会	57

旧アルファビゼン盗難事件調査特別委員会記録

招 集 日 時	平成28年12月14日（水）	午前9時30分		
開議・閉議	午前9時41分	開会 ～	午後2時54分	閉会
場所・形態	委員会室A B	会期中（第8回定例会）の開催		
出席委員	委員長	橋本逸夫	副委員長	川崎輝通
	委員	山本恒道		田原隆雄
		尾川直行		田口健作
		津島 誠		掛谷 繁
		守井秀龍		立川 茂
		西上徳一		山本 成
		石原和人		森本洋子
		星野和也		
欠席委員	なし			
遅参委員	なし			
早退委員	田口健作			
列席者等	議長	鵜川晃匠		
参 考 人	なし			
証 人	増田敏夫			
	木村勝幸			
	木村幸隆			
説 明 員	なし			
事 務 局	議会事務局長	草加成章	事務局次長	入江章行
	議事係長	石村享平	議事係主査	青木弘行
傍 聴 者	報道関係	山陽新聞	朝日新聞	読売新聞
	一般傍聴	14人		
審査記録	次のとおり			

午前9時41分 開会

○橋本委員長 皆さん、おはようございます。

ただいまの御出席は15名でございます。定足数に達しておりますので、これより旧アルファビゼン盗難事件調査特別委員会を開会いたします。

初めに、傍聴の取り扱いについてですが、本日の会議につきましては一般、報道関係者の傍聴をそれぞれ許可することとし、一般傍聴者が定員を超えた場合は委員会室Cにて音声のみの傍聴をしていただくことにいたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認め、そのように決定します。

また、報道関係者から申し出をお受けしております写真撮影、録音及び録画は許可しておりますが、証人尋問につきましては証人の意見を聞いた上で委員会にお諮りします。

次に、本日の議事日程でございますが、お手元に配付しておりますので、ごらんください。

***** 証人喚問（幡上義一氏） *****

本日は、11月30日開催の本特別委員会での決定により、証人4名に対する尋問を行います。幡上義一氏につきましては、12月5日月曜日、正副委員長にて御本人に面会してまいりましたので、御報告いたします。

まず、本人の体調でございますが、極めてよろしくありません。

まあそういう状況なので、証人の喚問は難しいということでございますので、出頭請求をこのたびは見送りました。また、状況を見きわめた上で対応したいと思います、幹事に協議して。そういうことでございますので、よろしく願いをいたします。

それでは、証人尋問についてを議題とします。

初めに、本で行う証人尋問について、お手元に配付しております資料1に基づいて説明をさせていただきます。

証人の尋問につきましては、地方自治法第100条の規定があり、またこれに基づき民事訴訟法の証人尋問に関する規定が準用されます。これにより、証人は原則として証言を拒むことはできませんが、次の場合は証言を拒むことができることとなっております。証言が証人または証人の配偶者、4親等内の血族、3親等内の姻族もしくは証人とこれらの親族関係にあった者、証人の後見人または証人の被後見人が刑事訴追を受け、または有罪判決を受けるおそれがある事項に関するとき、またはこれらの者の名誉を害すべき事項に関するとき、公務員の職務上の秘密について尋問を受ける場合、及び医師、歯科医師、薬剤師、医薬品販売業者、助産師、弁護士、弁理士、弁護人、公証人、宗教、祈祷もしくは祭司の職にある者、またはこれらの職にあった者が職務上知り得た事実で黙秘すべきものについて尋問を受ける場合、及び技術、または職業の秘密に関する事項について尋問を受ける場合、これらに該当するときはその旨を申し出ていただきます。これら以外に証言を拒むことはできません。もし、これらの正当な理由がなく証言を拒んだときは、6カ月の以下の禁錮または10万円以下の罰金に処せられることとなっております。

さらに、証人に証言を求める場合には、宣誓をさせなければならないこととなっております。この宣誓についても、次の場合はこれを拒むことができることとなっております。証人または証人の配偶者、4親等内の血族、3親等内の姻族もしくは証人とこれらの親族関係にあった者、証人の後見人または証人の被後見人に著しい利害関係がある事項につき尋問を受けるときは、宣誓を拒むことができます。それ以外は拒むことはできません。

なお、宣誓を行った証人が虚偽の陳述をしたときは、3カ月以上5年以下の禁錮に処せられることとなっております。

以上が証人が証言拒否等をできる場合の注意事項、罰則などになります。

なお、各証人にはこの資料をもとに事前に説明を行います。

***** 証人尋問（増田敏夫氏） *****

それでは、増田敏夫証人に入室していただきます。

その前に、本日証人として出頭を求めています増田敏夫氏から補佐人許可申請書の提出がありました。

お諮りをいたします。

増田敏夫氏から申し出のとおり、補佐人の同伴を許可してよろしいか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、増田敏夫氏から申し出のとおり、補佐人の同伴を許可することといたします。

なお、補佐人の席は、証人席の後方といたします。

暫時休憩をいたします。

午前9時48分 休憩

午前9時49分 再開

○橋本委員長 それでは、休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

本日はお忙しい中にもかかわらず、本特別委員会の出頭請求にお応えをいただき、まことにありがとうございます。本特別委員会の調査に御協力いただきますようよろしくお願いをいたします。

なお、委員会の決定により、補佐人の同伴を認めますが、証人並びに補佐人に申し上げます。

補佐人が助言をできるのは、証人から助言を求めたときに限り、その範囲は宣誓拒絶及び証言拒絶の場合に限ること、証人への助言は口頭によること、また証人が補佐人に助言を求めるときは、必ず委員長の許可を得ることといたします。

これより証人尋問を行います。証言を求める前に証人に申し上げます。

証人尋問については、地方自治法第100条の規定があり、またこれに基づき民事訴訟法の証人尋問に関する規定が準用されます。証人の権利及び罰則適用の可能性については、あらかじめ文書でお渡ししたとおりであり、また同様の文書を資料1としてお席に用意してありますが、その内容は御承知いただけましたでしょうか。

〔「はい」と増田証人発言する〕

ありがとうございます。

それでは、法律の定めるところによりまして、証人に宣誓を求めます。

傍聴者の皆様、報道関係者の方々も含めまして、全員御起立願います。

それでは、増田敏夫証人、宣誓書を朗読願います。

○増田証人 宣誓書。私は良心に従って真実を述べ、何事も隠さず、また何事もつけ加えないことを誓います。平成28年12月14日。増田敏夫。

○橋本委員長 それでは、宣誓書に署名、押印を願います。

どうぞお座りいただいて結構です、証人は。

はい、ありがとうございます。

御着席願います。

これより証人に証言を求めますが、証言は証言を求められた範囲を超えないこと、また発言の際には、その都度挙手の上、委員長の許可を得てから発言されますようお願いをいたします。

なお、こちらから尋問をしているときは着席したままで結構ですが、発言の際は起立して証言を願います。

また、委員の皆さんに申し上げます。

本日は、旧アルファビゼン盗難事件に関する調査事項について証人より証言を求めるものであり、不規則発言等、議事の進行を妨げる言動のないよう御協力をお願いいたします。

また、証人の人権に留意されるようあわせて要望いたします。

これより増田敏夫証人から証言を求めます。

まず、尋問の進め方ですが、資料2の証言を求める事項について尋問をさせていただきます。

尋問は、1件ずつ委員会を代表して委員長から行うこととします。

なお、関連質問を希望する委員は、委員長の許可を得てから行っていただくようお願いをいたします。

それでは初めに、人定尋問を行います。

あなたは増田敏夫さんですか。

〔「はい」と増田証人発言する〕

はい、ありがとうございます。

続きまして、住所、生年月日、職業については、事前に記入していただきました確認事項記入票のとおりで間違いございませんか。

〔「はい」と増田証人発言する〕

はい、ありがとうございます。

それでは、この後の尋問につきましては、委員会を代表いたしまして委員長から行います。

それでは、質問事項の1点目は、あなたはウエストジャパン興業株式会社関連企業からNPO法人片上まちづくりや株式会社備前まちづくりの事業に協力したことがありますか。協力したこ

とがあれば、その時期と期間についてお答えください。

挙手をして。

増田証人。

○増田証人 協力という意味がちょっとよくわかりませんが、旧アルファビゼンで作業等はいたしました。

時期と期間については、はっきりとはちょっと覚えておりません。

○橋本委員長 それでは、その行った作業、あるいはどなたの要請に基づいてそのNPO法人片上まちづくりや株式会社備前まちづくりの事業、作業に従事したのか、作業内容と、それから作業指示が出た方のお名前を教えてください。

増田証人。

○増田証人 指示というのは、当時会社の会長をしておりました吉村武司氏から、アルファビゼンにおいて、まちおこしといいましょうか、というのをするというので、備前教習所のほうに話がありまして、教習所の業務があいてる時間にアルファビゼンのほうに作業に行っておりました。

作業内容というのは、昔、閉鎖した当時のままでしたので、陳列棚とか商品棚とか、そういったものがそのまま残されておりましたので、そういったものの処分、それから壁等がありましたので、そういったのを取り壊したり、そういった片づけの作業、それからかなり汚れておりましたので、掃除、清掃作業などを行いまして、きれいに片づいた後は、まちおこしのためにいうことで、年配者から子供たちが集えるような場所をつくりたいということで、いろいろなコーナーですね、例えば子供ですとキッズコーナーであったりとか、砂場なんかをつくったりと。あとは、漫画本なんかを置いたりとかですね、あとはスケートリンクができるようなリンク場であったり、あと植物工場というのをつくって、簡単な食事等ができるようなものをつくったりなんかをしておりました。

○橋本委員長 もう一点、委員長のほうからお尋ねをいたします。

電気配線等の工事、設置ですね。植物工場等で電気配線が必要だったというふうにお聞きしておりますが、それらの設置作業に従事したことはございませんか。

増田証人。

○増田証人 基本的には業者に依頼して電源を確保してもらいまして、あとは植物工場にLED照明をつくって植物を育てると。あと、液肥、水耕栽培でしたので、その水を回すためのポンプの設置等しました。そういうことはいたしました。

○橋本委員長 ありがとうございます。

1点目は、委員長は以上でございます。

関連する質問を、委員の方、希望される方は挙手の上、お願いをいたします。どなたからでも結構です。

田原委員。

○田原委員 それじゃ、お尋ねします。

せんだっての吉村証人からは、先ほど増田さんのお話のように、片上地区のまちづくりの活性化のために手伝いに行ったんだと。ボランティアで参加したと、まあこういうような話でした。その間の給料は、派遣元のウエストジャパン興業だったんでしょうか。おたくの所属はどちらだったんでしょうか。

○橋本委員長 増田証人。

○増田証人 備前自動車備前教習所です。

○橋本委員長 田原委員。

○田原委員 それじゃあ、備前教習所の給料をいただいてたと。ボランティアでただ働きしたわけじゃないということですね。

○橋本委員長 増田証人。

○増田証人 そうということになります。

○橋本委員長 田原委員。

○田原委員 ということは、人事権は備前教習所にあり、業務命令として参加したと、こういうふうに解釈したらよろしいんでしょうか。

○橋本委員長 増田証人。

○増田証人 はい、そうですね、はい。

○橋本委員長 田原委員。

○田原委員 これも、吉村証言では、電気関係に大変堪能だというふうにお聞きしたんですけども、大したことないなというような証言もあったんですが、電気関係にはどの程度、有資格者であるのかなんとか、電気に関してはいかがでしょうか。

○橋本委員長 増田証人。

○増田証人 そこまで資格等もありませんし、仕事等もそういうことをしてたわけではありせんので、特にそこまで詳しいというわけではないと思います。

○橋本委員長 よろしいか。

○田原委員 はい。

○橋本委員長 どうぞ。

○津島委員 先ほど、野菜工場をするときに電気関係は業者に依頼したと言われたんですけど、業者名はわかりますか。

○橋本委員長 増田証人。

○増田証人 株式会社ミズシマです。

○橋本委員長 株式会社ミズシマですか。

〔「はい」と増田証人発言する〕

はい。津島委員。

○津島委員 それはどこ、場所、住所はどこら辺ですかね。

○橋本委員長 増田証人。

○増田証人 岡山市です。

○橋本委員長 いいですか。

○津島委員 よろしい、よろしい。

○橋本委員長 ほかにございませんか。

石原委員。

○石原委員 御丁寧な御答弁ありがとうございます。

先ほどの冒頭の御答弁で、実際に旧アルファで作業はされたという御証言がございまして、その後、その時期は記憶の中では定かではないというお話だったんですけども、たしかあのビルがNPO、それから株式会社備前まちづくりに転貸借をされての期間、たしか平成20年から平成23年6月まで約3年余りですかの期間だと思うんですけども、その期間を何ていうんですかね、時期でいくと、ある程度当初から最後の場面まで継続してあのビルで何らかの作業、あいた時間にしておったというような捉えでよろしいですかね。

○橋本委員長 増田証人。

○増田証人 私が作業に行ったときには既に作業されてた状態でしたので、最初からとか、いつからというのはわかりませんが、最終の撤去のときにはいました。

○橋本委員長 石原委員。

○石原委員 それから、まあまちおしのためにということで、先ほどいろんな種別のスペースですね、例えばスケートリンク場とかいうのも上がりましたけれども、例えばですけども、スケートリンク場というのは、そういう構想であったのか、実際にリンク場設置に向けての整備等も進んでいたのか、どういう状況だったのでしょうか、スケートリンク場については。

○橋本委員長 増田証人。

○増田証人 スケートリンクと言いましても、氷ではなくてですね、材質はちょっと特にはどんなんかはよくわかりませんが、プラスチックのようなもので、氷を使うようなものではなく、既に設置はしておりました。

○橋本委員長 石原委員。

○石原委員 ちなみに、そのスケートリンク、スケートを楽しめるスペースというのは、あの施設の何階に設置をされとったんでしょうか。

○橋本委員長 増田証人。

○増田証人 1階です。

○橋本委員長 石原委員。

○石原委員 それから、あわせて上がりました漫画を楽しめるスペースは、何階に設置されとったんでしょうか。

○橋本委員長 増田証人。

○増田証人 1階です。

〔「はい、ありがとうございます」と石原委員発言する〕

○橋本委員長 よろしいか。

田原委員。

○田原委員 作業時期について、撤去時にはお勤めというか、手伝いに行ったということが今判明できたんですが、有資格者ではなかったかもしれんけれども、電気には非常に詳しい方というふうにお聞きしてるんです。そういう中で、野菜工場を撤去するとき、配電盤というか、電気をキュービクルいうんですかね、そこはごらんになりましたか。受電施設。野菜工場へ電気を供給してた、そこは見られましたか。

○橋本委員長 増田証人。

○増田証人 それはどういうことでしょうか。ミズシマに設置をお願いして設置していただいた部分と考えてよろしいのでしょうか。

○橋本委員長 田原委員。

○田原委員 野菜工場を撤去するときのことです。撤去したときの状況がどのようだったかということについて。

○橋本委員長 増田証人。

○増田証人 撤去したときがどうかとか、キュービクル等の設置はしてませんので。

○橋本委員長 じゃあ私の、委員長のほうからちょっと説明をします。

野菜工場等で専用の電気配線をしておりました。それらを撤去するときにはもとのところ、受電設備のところ、電線を外さなければなりません。そして、束にして持ち出すと。そのときに、受電設備のところ、増田さんは入られて、それらの取り外し作業とか、そういったものに従事はされませんでしたかという質問だろうと思います。いかがでしょうか。

増田証人。

○増田証人 それは、また次に使うかもしれないということで取り外しました。

○橋本委員長 取り外しをしたということですね。

○増田証人 はい。

○橋本委員長 よろしいか。

田原委員。

○田原委員 野菜工場の場合、業者、依頼をしたということなんですが、別回線を恐らく、次の質問にも出てくると思うんですけども、野菜工場用の電気は電柱からじかに引かれたんでしょうか、それとも従来あった北側の電柱から持ってきて、野菜工場までどういうルートで電線を引かれたんでしょうか。

○橋本委員長 増田証人。

○増田証人 それは先ほども申しましたミズシマという業者に任せてましたので、詳しいことは知りません。

〔「わかりました」と田原委員発言する〕

○橋本委員長 よろしいか。

いろいろと前後左右、いろいろしよるもんで、後で調整しながら進めます。

ほかに、他の委員の方、質問ございませんか、この件に関して、当初の案件に関して。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

じゃあ、次の質問に移りたいと思います。

まず、先ほどの証言内容からわかったんですが、増田証人は備前自動車備前教習所の従業員であったと。その責任者である吉村氏から、責任者というんですか、オーナーであるというんですか、作業指示を受けたと。あるいは、常務から受けたということですが、株式会社備前まちづくりの責任者であるとか、あるいはその職務というようなことで、それらの作業を行ったことはございませんか。責任者からの指示で。

増田証人。

○増田証人 備前まちづくりが、今ここにも株式会社って書かれてるんですけども、株式会社であったことすら知りませんでしたし、はい。

○橋本委員長 承知しておらないということですね。

○増田証人 はい。

○橋本委員長 はい、結構です。

それから、株式会社備前まちづくりという存在自体を知らなかったということになりますと、その間で作業をやられてた中で、いろんな方がまあ出入りされたと思いますが、その中で電気技術主任者がおられたのではないかなと思いますが、それらについては承知しておられましたか。

増田証人。

○増田証人 今、先ほど委員長のほうから備前まちづくりを知らなかったのかということですけども、備前まちづくりというのは、名前は知ってました。

○橋本委員長 知ってました。はい。

○増田証人 はい。

電気主任技術者というのは知りません。

○橋本委員長 はい。再度確認します。

どなたが電気主任技術者であったか、その現場におられた中で、そういったことは承知していなかったということでしょうか。

増田証人。

○増田証人 はい、特には知りません。

○橋本委員長 はい、わかりました。

以上、2、3、4の項目を質問をいたしました。

委員の皆さんで関連する質問がございましたら、お受けしたいと思います。

よろしいでしょうか。

田原委員。

○田原委員 野菜工場の準備のための作業現場責任者は、私たちは幡上さんというふうに思っていました。私たちも見学に行ったときに幡上さんを工場長というふうに聞いてたんですけども、先般の吉村証言では、単なる契約社員に過ぎなかったんだと、こういうような証言でした。したがって、おたくが手伝いに行かれたときに、派遣元は吉村さんの指示ということのようですけども、現場の作業指揮、実際増田さんにいろいろ作業指揮されたのはどなたでしょうか。

○橋本委員長 増田証人。

○増田証人 特に責任者等はいませんですし、作業、何をやるかということも皆で相談して、きょうはこうしようかとかという感じでやって、特に責任者等、そういうのはありません。

○橋本委員長 田原委員。

○田原委員 特に責任者がなかったということで、じゃあどういう方と相談されて作業してたんでしょうか。

○橋本委員長 増田証人。

○増田証人 一番多く、そのときそのときに現場に行って、きょうは何しようかというような感じでやってたんで、特に誰が中心とか、そういうのも特にないんですけども。

○橋本委員長 田原委員。

○田原委員 それはよくはわかりました。よくわかりましたけど、じゃあどなたと相談してその日の仕事をされてたんでしょうか。

○橋本委員長 増田証人。

○増田証人 そのときにいたメンバーですね、はい。

○橋本委員長 田原委員。

○田原委員 そのときのメンバーを教えてください。主な方で結構です。

○橋本委員長 増田証人。

○増田証人 一番多く来てたのが木村幸隆君です。

○橋本委員長 はっ。

○増田証人 木村幸隆君。

○橋本委員長 木村ユタカ。

〔「ユキタカ」と呼ぶ者あり〕

○増田証人 幸隆。

〔「ほかには」と田原委員発言する〕

○橋本委員長 増田証人。

○増田証人 ほかに、その入れかわりで、特に誰が多くいたかというのは特にはないので、はい。

○橋本委員長 重立った方の名前を上げることはできませんか。

○増田証人 ええ、誰が作業に行ってたかということでしょうか。

○橋本委員長 はい。

○増田証人 よろしいでしょうか、ちょっと相談。

○橋本委員長 はい。

〔「弁護士が知っとるわけなからう」と呼ぶ者あり〕

いや、言うてもええかいう。

〔「言やあええ、何でも」と呼ぶ者あり〕

はい、増田証人。

○増田証人 先ほど名前が出てました、幡上さん、あと加々本さん。

○橋本委員長 加々本さん。

○増田証人 はい。

あとは、ナカザキさん。

○橋本委員長 ナカダですか。

○増田証人 ナカザキ。

○橋本委員長 ナカザキ。

ぐらいですか。

○増田証人 ハマザキ。

○橋本委員長 いいですか。

○増田証人 はい。

○橋本委員長 よろしいか。

田原委員。

○田原委員 ありがとうございます。

そういう中で、幡上さんは工場長でもなかったということのようですが、そういうふうに解釈してよろしいんですね。

○橋本委員長 増田証人。

○増田証人 はい、そうだと思います。

○橋本委員長 田原委員。

○田原委員 主に、木村幸隆さんであってということのようですが、加々本さんについてですけども、撤去時もおられたのでしょうか。

○橋本委員長 増田証人。

○増田証人 ちょっといたかどうかは覚えていません。

○橋本委員長 その前段で、次の質問にもなるんですが、諸設備を撤去するときに、増田証人は撤去作業にも従事されましたか。それをまずはお尋ねをいたします。

増田証人。

○増田証人 はい、やっております。

○橋本委員長 ほかに質問ございますか、関連質問。

〔「撤去時のことでもよろしいんですか」と田原委員発言する〕

もう撤去時でもいいです。

田原委員。

○田原委員 撤去作業にも従事したということなのですが、実は先般議会の一般質問でもお尋ねしたんですけどね、撤去された電線をどちらへ搬出されたんでしょうか、廃材その他。

○橋本委員長 増田証人。

○増田証人 それはミズシマに設置していただいた分の設備等中村窯業跡地か、備前大型教習所の2カ所になります。

○橋本委員長 田原委員。

○田原委員 備前何教習所。大型。あっ、久々井のあそこのことですか。

○橋本委員長 そうです。

田原委員。

○田原委員 その中には電線類もおありでしたか。

○橋本委員長 増田証人。

○増田証人 業者のミズシマに設置していただいた分は含まれております。

○橋本委員長 よろしいか。

○田原委員 はい。

○橋本委員長 委員長のほうから1点お尋ねをいたします。

この撤去の際に、株式会社ミズシマのほうから何名ぐらいの作業員が入っておったか、記憶にございますでしょうか。

増田証人。

○増田証人 特にはいません。

○橋本委員長 はっ。

○増田証人 いません。

○橋本委員長 あなたはいなかった、それに、立ち会ってない。

○増田証人 私ですか。

○橋本委員長 いや、株式会社ミズシマから作業員が何名か。

○増田証人 株式会社ミズシマからは来ていません。

○橋本委員長 来ていません。

○増田証人 はい。

○橋本委員長 先ほどの証言の中には、そこで撤去したものを久々井であるとか中村窯業跡地であるとかへ搬出したのは、株式会社……。

〔「電線を運んだという」と呼ぶ者あり〕

ミズシマだというふうにお聞きしたんですけど。このときは作業は直接株式会社ミズシマは来られてないということですね。

○増田証人 はい。先ほどそういう質問があったんでしょうか。

○橋本委員長 はい、わかりました。

よろしいか。

田原委員。

○田原委員 ということは、自動車教習所から派遣されたというか、手伝いに行かれた方が撤去、廃材搬出は全てされたんで、株式会社ミズシマさんの従業員さんはそれにはかかわってなかったというふうに受け取ったらいいんでしょうか。

○橋本委員長 増田証人。

○増田証人 はい、そのとおりです。

○橋本委員長 よろしいか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、次の質問に移りたいと思います。

市の建物から撤去通告を受けました。それで撤去完了までについて、証人は備前自動車備前教習所から出向をされておったということですが、ほかにも勝英自動車学校等々から出向をしてきておった従業員の方はおられましたか。

増田証人。

○増田証人 木村幸隆君です。

○橋本委員長 木村幸隆君は、勝英自動車学校の従業員であったということですか。

○増田証人 はい。

○橋本委員長 その他一緒に作業した中で、備前自動車備前教習所以外、勝英自動車学校あるいはウエストジャパン興業等々の従業員の方は存じ上げなかったですか。

増田証人。

○増田証人 その辺、備前教習所から誰が来たか、来たかどうか覚えてません、はい、覚えてません。

○橋本委員長 はい。

委員長からの質問は以上ですが。

川崎副委員長。

○川崎副委員長 ちょっとお尋ねします。

撤去はそれなりにかかわったという証言ではありますが、撤去しなさいと備前市のほうから言われて撤去が始まったというふうに聞いております。そういう中で、撤去の初めから最終的に撤去が完了する期間、何日かあったんだろうと思います。その間全て増田さんはその撤去作業に参加したんでしょうか、それとも勤務の関係で、もし1週間であれば、そのうち二、三日は撤去作業にかかわっていない、どういう状況だったんでしょうか。ちょっと詳しく、記憶の範囲で結構ですから、証言をお願いします。

○橋本委員長 増田証人。

○増田証人 休みの日は出勤等はしてませんので、毎日というわけではありません。

○橋本委員長 よろしいか。

○川崎副委員長 はい。

○橋本委員長 ほかにございますか。

石原委員。

○石原委員 撤去に至る過程のお尋ねなんですけれども、市のほうから建物の撤去の要請があって、撤去完了までかなり短期間で慌ただしい作業がなされたことが想定されるんですけども、その期間の間に増田さんが撤去作業にかかわられとるときには、ありとあらゆる業者の方であったり、電気も先ほど業者名も上がりましたけれども、そういう方も含めて、ありとあらゆる方が、大勢の方が出入りをして撤去にかかわったという認識でよろしいですか。

○橋本委員長 増田証人。

○増田証人 特に業者の出入り等はなかったと。それほど大人数でやってたわけでもありません。

○橋本委員長 石原委員。

○石原委員 それから、撤去ですけども、とにかく増田さんのかかわられたのは、もう1階のフロアのみということで捉えておってよろしいんですかね。

○橋本委員長 増田証人。

○増田証人 はい、1階のみです。

○橋本委員長 よろしいか。

○石原委員 はい。

○橋本委員長 委員長のほうから1点質問をいたします。

この撤去作業で、最大で何人ぐらいの方が建物の中でその作業に従事をされておりましたか。最大で膨れ上がったときで結構です。

増田証人。

○増田証人 10人もいなかったと。

○橋本委員長 10人未満ということでよろしいですね。

○増田証人 はい、五、六人。

○橋本委員長 10人前後ですね。

○増田証人 10人まではいなかったと、はい。

○橋本委員長 はい、ありがとうございます。

その際に、増田さんは、株式会社ミズシマは撤去作業には来なかったということですので、電気にお詳しい増田さんが配線を外す、つまり野菜工場独自で配線をしておった電線等を外す作業に従事をされたのではないかなと思います、いかがでしょうか。

増田証人。

○増田証人 私一人ではできることではありませんので、ほかにもみんなで一緒に作業をしました。

○橋本委員長 その際に、あなたが一番電気に詳しいということで、あなたがどちらかという指導者的な立場で、これこうしてくれああしてくれというような作業指示を他の者にされたら、電線の撤去の責任者の立場ではなかったかと思うんですが、いかがでしょうか。

増田証人。

○増田証人 別に責任者っていうわけではありませんけども、まあ中心となってやりました。

○橋本委員長 その際に、受電室がございます。あれは何階だったかな。その受電室に立ち入られた記憶はございますか。

増田証人。

○増田証人 その受電室というのは、アルファビゼンの受電室のことでしょうか。

○橋本委員長 さようでございます。

○増田証人 は、入ってはいません。

○橋本委員長 入ってはない。

○増田証人 はい。

○橋本委員長 ありがとうございます。

ほかに関連する質問ございませんか、この項目で。

石原委員。

○石原委員 済いません、たびたび。

前回ですか、前々回ですか、この委員会で市当局の当時の担当者のお話によりますとですね、一旦撤去が完了したということで報告を受けて現場を確認に行ったら、野菜工場に関する水道設備が何かまだ残存しておって、そこの片づけをもうちょっとしてくださいよというようなお願いをしたんだというような御答弁あったんですけども、その最後の最後のその水道設備等の最終的な場面だと思うんですけども、その場面にも増田さんは業務としてかかわられましたでしょうか、いかがでしょうか。

○橋本委員長 増田証人。

○増田証人 それは知りません。

○橋本委員長 石原委員。

○石原委員 ありがとうございます。

それから、撤去通告から撤去作業、作業中も含め、完了までに、市当局、市側の職員なりは現場を、増田さんが作業しとられるときにですね、見に来られたりとか、何か指示であったり、要請であったり、そういうような場面を、旧アルファビゼンで、施設において、見たり聞いたりいうことはありましたでしょうか。

○橋本委員長 増田証人。

○増田証人 ちょっと記憶にないです。

○橋本委員長 よろしいか。

○石原委員 はい。

○橋本委員長 それでは、次に移りたいと思います。

この作業を行っておった、撤去作業当時、10人未満ぐらいの人数だそうですが、その中で旧アルファビゼンの建物の鍵ですね、マスターキー、それを持っておられた方はどなたでしょうか。

増田証人。

○増田証人 私が知ってる限りでは、私と木村君です。

○橋本委員長 あなたも持っておられたということですね。

○増田証人 持ってました。

○橋本委員長 それでは、それらの鍵を引き渡しの際に、平成23年6月14日ですが、それらを市の担当者に返却したということによろしいでしょうか。

増田証人。

○増田証人 私が持ってた鍵については、木村君にお渡ししました。

○橋本委員長 木村さんに渡して、木村さんが返却した。

○増田証人 その先は、木村君がどうしたかは知りませんが、私は木村君に渡しました。

○橋本委員長 はい、わかりました。

関連する質問ございましたら、どうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようでしたら、次に移りたいと思います。

それでは、私のほうから。

盗難被害状況を見分してくださいというような要請は、市、備前市側からはありませんでしたか。

増田証人。

○増田証人 備前市からは受けてません。

○橋本委員長 はい。備前市からなかったということですが、ほかのところからその被害状況の見分を立ち会ってほしいというようなことで、被害状況をあなた自身は見分されましたか。

増田証人。

○増田証人 吉村会長のほうから、そういう盗難被害があつて、立ち会うということで、作業をしてた一人として一緒に立ち会ってくれということで立ち会いました。

○橋本委員長 その際に、増田証人は、1階から最上階のところまで電線がずっと通っておった場所に、電線を切断してなくなっておった状況というものはきっちり確認をされましたか。

増田証人。

○増田証人 1階部分のみ確認しました。ほかのところには行っておりません。

○橋本委員長 委員長からの質問は以上ですが、関連する質問がある方はどうぞ。

ございませんか。

田原委員。

○田原委員 1階だけ見られたということですか。再確認します。

○橋本委員長 増田証人。

○増田証人 はい、1階の1カ所のみです。

○橋本委員長 田原委員。

○田原委員 7月6日に、11の項目にダブるんですけど。

○橋本委員長 もういいですよ。

○田原委員 7月6日に吉村武司氏と幡上義一氏とおたくとが立ち会ったと、こういうふうに市から報告を我々いただいているんですが、そのお3方は全員1階しか見てなかったんでしょうか。

○橋本委員長 増田証人。

○増田証人 私と吉村会長は1階部分のみで、幡上さんについては記憶しておりません。

○橋本委員長 田原委員。

○田原委員 1階はこれといった被害がなかったように思うんですけども。備前市からも1階以外のところを見分してほしいという要請はなかったんでしょうか。

○橋本委員長 増田証人。

○増田証人 特にはありませんでした。

○橋本委員長 よろしいか。

田口委員。

○田口委員 先ほど鍵の話が出たんですけど、増田さんが持たれてた鍵というのは、ガラス戸の
でかい玄関の鍵だったんでしょうか。

○橋本委員長 増田証人。

○増田証人 一応マスターキーのスペアということで預かったものです。

○橋本委員長 マスターキーですね。

よろしいか。

田口委員。

○田口委員 それには、そのマスターキー一つで、例えば裏のシャッターあけるようなところの
キーもついてたとか、一緒に、そういうことはないですか。

○橋本委員長 増田証人。

○増田証人 そういうことはありません。キー一つのみ。

〔「1つですね」と田口委員発言する〕

はい。

○橋本委員長 よろしいか。

田原委員。

○田原委員 もう一回お尋ねします。

備前市からは、6月15日でしたか、盗難事件があったんだということで、恐らく連絡したと
思うんですよ。それで、それまで備前まちづくり株式会社、いわゆるそちらへお貸ししてた。そ

こで盗難事件が発生してますよということで、7月6日でしたかに現場へ行かれたわけですよ。それで、このように盗難がありますよといって、破壊箇所とかそういうことをなぜ見なかったんでしょうか。不思議でたまらんですけれど。それを見てほしいと言うて、恐らく備前市は吉村さんに被害箇所を見てほしいということで行き、その間の事情はいかがですかというて問い合わせたというのが常識的なんですけれど、それでも1階しか見られなかったんでしょうか。2階、3階のその破壊箇所とか、電線がなくなるとるのを本当に見られてないですか。

○橋本委員長 増田証人。

○増田証人 基本的にあの建物ちょっと気持ち悪いところもありまして、ほかの部分っていうのは行きたくないというのもありましたし、特には。もういいですかということで、行きたくなければ別にいいですということで、1階の部分しか見ておりません。

○橋本委員長 田原委員。

○田原委員 行きたくなかったら見なくてもよろしいというて、市のほうがそういう指示だったんでしょうか。

○橋本委員長 増田証人。

○増田証人 その辺ははっきりは覚えていません。

○橋本委員長 とにかく見てないということですか。

田原委員。

○田原委員 はっきり覚えてない。要するに、そこがなくなってるんですよというて、今までおたくに貸してたんですよ、そのものがなくなってるんですよというて、それに見分に行かれたんですよ。それを見なかったんですか。1階というと、別に何も盗難箇所とかということはなかったはずですよ、1階はほとんど。にもかかわらず、破壊され、盗難されてるところを見せなかった、見なくてもいいいうて、市が言うたというのは理解できるんですけど。私だったら、こうなっとなんですよ、あなたたち使ってたときはどうなんですとかというて、当然聞いたと思いますが。それもなかったですか。

○橋本委員長 増田証人。

○増田証人 その辺ははっきりは覚えておりません。

○橋本委員長 よろしいか。

石原委員。

○石原委員 それから、現場の状況の見分ですけれども、実際に現場を見て回られたのは、市の職員とそれから幡上氏のみで回られたということでよろしいですか。確認なんですけれども。

○橋本委員長 増田証人。

○増田証人 そのときに誰が来られてたかというのは、私ははっきり知りませんでしたので、ちょっとわかりません。

○橋本委員長 石原委員。

○石原委員 それから、現場の見分ですけれども、時間的に言いますと、大体どれぐらいの時間

をかけて見分されたか覚えてらっしゃいますか。

○橋本委員長 増田証人。

○増田証人 それほど長い時間ではなかったと記憶しています。

○橋本委員長 石原委員。

○石原委員 イメージしますのに、じゃあ吉村氏と増田さんは1階にとどまっておいて、幡上氏それから市の職員が現場を見て回られておりに来たという形で、上がじゃあ大変なことになったと、被害に遭ったとんだということはどなたから、どこでお聞きになりましたでしょうか。

○橋本委員長 増田証人。

○増田証人 行ったときに、皆さんおりてこられたときに聞きました。

○橋本委員長 よろしいか。

○石原委員 はい。

○橋本委員長 ほかにございませんか。

田原委員。

○田原委員 おりたとき、聞かれたんですね。

○橋本委員長 何をですか。具体的にもう少し。

○田原委員 今、石原委員の質問に追加なんですけど、増田さんそれから吉村さんは1階におられたと。市の職員と幡上氏が現場を確認したと。要するに、2階以上を確認されたと。それ、今の言葉尻を捕まえますと、おりてこられて、その報告を受けたと、幡上さんからね。その間、おたくはどちらにおられたんですか。

○橋本委員長 増田証人。

○増田証人 行かなかったというよりも、その理由といいますか、1階部分見たときにもそうですけど、我々が使ってた設備とは全然違うところでしたんで、見てももとの状態もわかりませんし、だから行かなかったんですけど、そういうものもあります。皆さん行かれてるときも外で待っておりました。

○橋本委員長 田原委員。

○田原委員 おたくは、業務命令で、ある部分的にお手伝いしただけだと思います、感じからね。それで、おたくの社長さんは、うちの従業員にそういうような盗難するような者は誰もおらへんのだ、失礼な質問するなど、こういってお叱りを受けたんですけど、市は、あの建物全部をお貸ししてたんですよ。1階だけお貸ししてたわけじゃないんです。ですから、2階、3階のものがなくなってるんですということになると、当然2階以上のものについても、どういう被害があったかということを見るために皆さんに来ていただきたいということで、当時その作業されてた方に見分をお願いしたと思うんですよ。そういうことで、決して1階だけをお貸ししてたんじゃないということについて理解をいただけますか。

○橋本委員長 増田証人。

○増田証人 そのような具体的なことは知りませんが、私は市から要請を受けて立ち会い

に行ったわけではありませんし、吉村会長から、吉村会長自体は作業してたわけではありませんので、よくわからないんで作業してた者の代表として来てくれということで私は行ったのであって、そのようなことは全然知りません。

○橋本委員長 はい、よろしいね。

それでは最後に、盗難事件後、備前警察署から増田証人に対して事情聴取等の聞かれたことをございますか。

増田証人。

○増田証人 はい、あります。

○橋本委員長 ありますか。

○増田証人 はい。

○橋本委員長 それは何回ほどかわかりますか。

増田証人。

○増田証人 2回受けました。

○橋本委員長 2回事情聴取があったということですね。

はい、以上ですが、皆さんのほうで関連質問ございますか。

津島委員。

○津島委員 先ほど備前警察署からの事情聴取に2回ほど行ったらしいですけど、その時期は覚えておられますか、2回とも。

○橋本委員長 増田証人。

○増田証人 去年の9月、10月ごろです。

〔「去年か」と呼ぶ者あり〕

〔「はい、よろしい」と津島委員発言する〕

○橋本委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようでしたら、次の方の時間も迫っております。

よろしいか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

はい。

それでは、以上で増田敏夫証人に対する尋問は全て終了いたしました。

なお、今後の調査によっては再度証人等として出席要請をさせていただく場合もありますので、その際には御協力いただきますようよろしくお願いをいたします。

本日は、長時間ありがとうございました。

退室をしていただいて結構です。

この際、暫時休憩いたします。

午前10時43分 休憩

午前10時54分 再開

○橋本委員長 それでは、休憩前に引き続き委員会を再開します。

***** 証人尋問（木村勝幸氏） *****

それでは、木村勝幸証人に入室していただきますが、木村勝幸証人も先ほどの補佐人の、同一人物ですが、同席を要望いたしております。

補佐人の同席を許可いたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、同席を許可いたします。

それでは、この際、暫時休憩します。

午前10時55分 休憩

午前10時57分 再開

○橋本委員長 それでは、休憩前に引き続き委員会を再開します。

本日はお忙しい中にもかかわらず、本特別委員会の出頭請求にお応えをいただき、まことにありがとうございます。本特別委員会の調査に御協力いただきますようよろしくお願いをいたします。

これより証人尋問を行いますが、証言を求める前に証人に申し上げます。

証人尋問については、地方自治法第100条の規定があり、またこれに基づき民事訴訟法の証人尋問に関する規定が準用されます。証人の権利及び罰則の適用の可能性については、あらかじめ文書でお渡しをしたとおりであり、また同様の文書を資料1としてお席に用意してありますが、その内容は御承知いただけましたでしょうか。

〔「はい」と木村証人発言する〕

ありがとうございます。

それでは、法律の定めるところによりまして、証人に宣誓を求めます。

傍聴者の皆様、報道関係者の方々を含めまして、全員御起立願います。

それでは、木村勝幸証人、宣誓書を朗読願います。

○木村証人 宣誓書。私は良心に従って真実を述べ、何事も隠さず、また何事もつけ加えないことを誓います。平成28年12月14日。木村勝幸。

以上です。

○橋本委員長 それでは、宣誓書に署名、押印を願います。

どうぞ着席していただいて結構です。

はい、ありがとうございます。

それでは、全員御着席願います。

それでは、これより証人に証言を求めますが、証言は証言を求められた範囲を超えないこと、また発言の際には、その都度挙手の上、委員長の許可を得てから発言されますようお願いをいたします。

なお、こちらから尋問をしているときは着席をしたままで結構ですが、発言の際は起立して発言をお願いします。

また、委員の皆さんに申し上げます。

本日は、旧アルファビゼン盗難事件に関する調査事項について証人より証言を求めるものであり、不規則発言等、議事の進行を妨げる言動のないよう御協力をお願いいたします。

また、証人の人権に留意されるようあわせて要望いたします。

これより木村勝幸証人から証言を求めます。

まず、尋問の進め方ですが、資料3の証言を求める事項について尋問をさせていただきます。

尋問は、1件ずつ委員会を代表して委員長から行うこととします。

なお、関連質問を希望する委員は、委員長の許可を得てから行っていただくようお願いをいたします。

それでは初めに、人定尋問を行います。

あなたは木村勝幸さんですか。

〔「はい」と木村証人発言する〕

はい、ありがとうございます。

続きまして、住所、生年月日、職業については、事前に記入をしていただきました確認事項記入票のとおりで間違いございませんか。

〔「間違いありません」と木村証人発言する〕

はい、ありがとうございます。

それでは、この後の尋問につきましては委員会を代表しまして委員長から行います。

まず、備前自動車学校備前教習所の職務内容と権限について、あわせて備前自動車学校備前教習所とウエストジャパン興業との関係についてをお尋ねをいたします。

木村証人。

○木村証人 それについてお答えします。

教習所の私は管理者ということで、道路交通法の99条に関すること、いわゆる教習を行うこと、そして教習の検定を行うこと、卒業証明書を発行すること、それと施設を管理すること、あるいは人の管理をすること、これが主な私の仕事です。

ウエストジャパンとの関係は、ウエストジャパンは備前自動車備前教習所の上の本社機能というか、その下にうちがあるものであって、出先の現場ということですか。

以上です。

○橋本委員長 はい、ありがとうございます。

関連する質問ございましたら、委員のほうかお願いをいたします。

田原委員。

○田原委員 備前自動車学校備前教習所はウエストジャパン興業の傘下ということがわかりましたが、勝英自動車教習所とのかかわりというのはいかがでしょうか。

○橋本委員長 木村証人。

○木村証人 そこは私はわかりません。

○橋本委員長 結構です。お座りください。

田原委員。

○田原委員 それじゃあ、勝英自動車教習所との連携ということは備前自動車教習所では一切ないということでしょうか。

○橋本委員長 木村証人。

○木村証人 ありません。

○橋本委員長 よろしいか。

○田原委員 はい。

○橋本委員長 ほかにないようでしたら、次に質問移ります。

よろしいか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、証人にお尋ねをいたします。

NPO法人片上まちづくりという法人がございましたが、そこと備前自動車学校備前教習所との関係についてお尋ねをいたします。

関係はありましたか。

木村証人。

○木村証人 その意味がよくわかりません。知りません。

○橋本委員長 それでは、具体的にお尋ねをいたします。

旧アルファビゼンをNPO法人片上まちづくりが備前市から借用した際に、中が非常に汚れたり混乱しておりました。それらを片づけるのに備前自動車学校備前教習所のほうから従業員の方を派遣して、片づけ作業に従事をされたということをお伺いしております。備前自動車学校備前教習所とNPO法人に何らかのかかわり合いがあったのかなということが推測できます。それらについておわかりであれば、お答えいただきたいと思います。

木村証人。

○木村証人 あのうNPO法人の……。

○橋本委員長 片上まちづくり。

○木村証人 片上ですか、うちのほうから手伝いに行ってるということは、これはボランティアとしては行ってます。うちの教習所もシーズンとオフがありますので、シーズン中は忙しい。でも、オフは少ないですから、じゃあ何をさそうかということになりますので、その点でボランティアとして向こうへ行かせることはありました。

以上です。

○橋本委員長 それらの、まあボランティアと言われましたが、その出向された備前自動車学校備前教習所の従業員の方は、それぞれ給料をもらいながら本業ではない片づけ作業に従事をされ

での指示をしたというふうに認識しとってよろしいでしょうか。

木村証人。

○木村証人 あくまでボランティアです。給料は、ここへ言われる片上まちづくりとは一切もらってないです。それと出向ということのをさっき言われましたね。

○橋本委員長 はい。

○木村証人 出向とはどういう意味を指してるんでしょうか。そこを私、理解させていただけますか。

○橋本委員長 はい。出向とは、備前自動車学校備前教習所の従業員の方が、しかるべき立場の方、つまり所長さんですか、責任者、管理者ですかの指示に基づいて、旧アルファビゼンの建物へあなた行ってくださいと、それでそこで片づけ作業に従事してくださいというような指示をなされたやにお聞きしております。それらを出向というふうに我々は表現をいたしております。そのようなことがございましたでしょうか。

木村証人。

○木村証人 手伝いということですね。

○橋本委員長 そうですね、基本的には。

○木村証人 そこで向こうへ行って、向こうからどういったらいいんですかね、籍を向こうへ完全に移してお金をそこからもらうということじゃないわけですね。

○橋本委員長 それは、はい。

○木村証人 それは向こうへ行っております。

○橋本委員長 はい、結構です。

それらの作業は、どなたからの要請に基づいて備前自動車学校備前教習所の従業員の方をまあ出向、あなた行ってくださいというふうに指示をなさいましたか。

木村証人。

○木村証人 先ほど言いましたように、シーズンオフは暇になります。ですから、毎日同じ人間を行かせるわけにはまいりませんが、向こうへ来てくれというのは、来てくれというか手伝ってくれということで、うちの息子あるいは増田、そこからは聞いております。

以上です。

○橋本委員長 委員長からの質問は以上でございます。

もう4番目のところまで行っておろうかとは思いますが、委員の皆さんの関連質問がございましたら、挙手の上、お願いをいたします。

ございませんか。

田原委員。

○田原委員 これ4番全部ということで。

○橋本委員長 はい。もう4番までいいです。

〔「4番は全部でいいんですか」と田原委員発言する〕

はい。

○田原委員 ボランティアということもわかりました。しかしながら、給料はその備前自動車教習所から払っていると、こういうようなことでありました。あります。そういう中で、いわゆる給料を支払っている、手伝いに行くようにという指示は、先ほど職務権限の中で人事権は木村管理者が持たれてるということになれば、先ほどの証言いただいた増田氏にしても、その業務命令で行ったんだというふうに認識されておられました。いかがでしょうか、その点は。

○橋本委員長 木村証人。

○木村証人 その質問ですが、今の業務命令でというのは、これは私が業務命令でということですか。

○橋本委員長 田原委員。

○田原委員 そのとおりです。

○橋本委員長 木村証人。

○木村証人 それと田原先生さっきおっしゃった、人事権ということを言われたんですが、私、人事権は一切持っておりません。戒告とかなんとかという、一切採用もできません、私。

○橋本委員長 田原委員。

○田原委員 人事権という表現が別であれば、作業指揮権はいかがでしょう。そこへ手伝いに行くようにという指示を出されるのは可能なんでしょうか。

○橋本委員長 木村証人。

○木村証人 指示というのか、そこに手伝いに行ってくれというだけであって、先ほど言いましたようにシーズン中とオフがあります。シーズンオフは何をするかということになれば、こうやって手伝ってくれないかと言えば、手伝いに行かせます。ただし、それは、先ほどいいましたように、お金のやりとりというものは、そこのところとはありませんので。

○橋本委員長 金銭授受に関しては聞いておりません。作業指示をする権限があなたにあったかどうかと。

木村証人。

○木村証人 作業指示って、じゃあこういうことをしてくれと言ったことは一切ありません。

○橋本委員長 田原委員。

○田原委員 そこへ手伝いに行くようにという指示はされたんですね。

○橋本委員長 木村証人。

○木村証人 指示はしております。

○橋本委員長 田原委員。

○田原委員 幸い事故もなかったようですが、万一そこでけがをされたということになると、どうなんでしょう。労災対象になったんでしょうか、どんなんでしょうか。

○橋本委員長 木村証人。

○木村証人 濟いません。それは私わかりません。答えれません。

○橋本委員長 川崎副委員長。

○川崎副委員長 木村さん、指示をしてアルファへ作業に行かせたということですが、木村さん自身はアルファで、現場へ行ったこと、そしてまた現場で指示はされたことは一度でもあるんでしょうか。

○橋本委員長 木村証人。

○木村証人 行くというんか、前、野菜を売ってたときですか、そのときに何か入ったことはありますけど、現場で行って指示をすとか一切ありません。

○橋本委員長 よろしいか。

○川崎副委員長 はい。

○橋本委員長 ほかにございますか。

田原委員。

○田原委員 先ほど、いわゆるアルファの片づけ等について、御子息の木村さん、増田さんからの要請により、あいてる人は手伝い行くよという指示はしましたということはわかりました。

そういう中で、先ほどの増田証人の中で、片づけをしたときに、いろいろなまあ、大変だったんでいろいろな片づけを手伝いに行きましたと、そのときにロッカー、棚、その他についての不要物については処分したと、こういうようなことですが、その処分先について自動車学校のほうへ持ち込んだ物品はあったんでしょうか、いかがでしょうか。

○橋本委員長 木村証人。

○木村証人 ないです。

○橋本委員長 よろしいか。

○田原委員 はい。

○橋本委員長 若干、先ほどの増田氏からお聞きするところによりますと、久々井に行くところの大型の教習所の建物の2階に野菜工場に関連する電線とかそういったものを持ち込んだというふうに証言があったんですが、それらについては備前自動車学校備前教習所の管轄をする建物という認識であると思っております、それはいかがでしょうか。

木村証人。

○木村証人 あのころは、たしか高齢者講習もあそこでやってたと思います。ですから、そこはあいてるはずなんです。あいてるけど、そこへ物を持っていったかどうか、それはそこまでは私は知りません。

○橋本委員長 通常であれば、備前自動車学校備前教習所の管理責任者という形の立場であれば、当然そういったところにそういう物品を運びますが御許可くださいという木村所長の許可を求めてくるべきだと思うんですが、そういったことはありませんでしたか。

木村証人。

○木村証人 ありません。

○橋本委員長 はい。

どうでしょうか。

田原委員。

○田原委員 関連ですが、ないということは、オーナーであるいわゆる吉村氏の許可、吉村氏の判断で持ち込んだという解釈でよろしいのでしょうか。

○橋本委員長 木村証人。

○木村証人 それはわかりません。

○橋本委員長 ほかにございますか。

石原委員。

○石原委員 木村証人のほうで、教官、従業員の皆さん方に指示をして、ボランティアとしてあいた時間に赴くようにという流れとは思いますが、ちょっと僕も教習所の教習体制、詳しくは理解してないんですけども、例えばある教官の方が午前中教習があつてですね、その日のじゃあ午後空き時間できるという形であれば、何々教官、きょうは午後から旧アルファビゼンの片づけ協力してくれとか、それから逆に午後から教習がある場合には、その教官の方に対して、君はじゃあ午前中きょうあいてるようだから、午前中行ってくれというような形でもう、そういう指示は計画的に何月何日は誰々と誰々がこういう空き時間があるから行ってくれよというものがスケジュール的にあらかじめ立てられていたのか、もうその日その日で、じゃあ君があいとるからきょうは行ってくれとかというような状況だったのか、その辺お教えいただければと思います。

○橋本委員長 木村証人。

○木村証人 あくまでも教習生がいる段階で予約が前日まで入りますので、あらかじめ前もってやるかということとはなかなか困難ですが、ある程度あいてる時間帯を見て、前もってとることはありますけど、今先生おっしゃるような、その前日とか、前もってそうやってあけてしまうとか、それは半分とかというのはなかったと思います。済いません、ここで、思いますを使わせてください。

○橋本委員長 石原委員。

○石原委員 ありがとうございます。

それから、4番目の一番下ですけども、鍵の状況についてなんですけれども、木村証人も鍵はお持ちであったんですかね、いかがですか。

○橋本委員長 木村証人。

○木村証人 鍵というのはどこの鍵ですか。

○橋本委員長 旧アルファビゼンをあけたり閉めたりするときの鍵だと思います。

○木村証人 ありません。

○橋本委員長 ほかに。

石原委員。

○石原委員 済いません、木村証人、鍵はお持ちではないけれども、ときに旧アルファビゼンには行かれてたということでしたか。

○橋本委員長 木村証人。

○木村証人 先ほど言いましたけど、野菜をやってたときに、買い物に入ったり、どういうことやってるかなということが入ったことはあります。

○橋本委員長 石原委員。

○石原委員 そういう場合に、教習所の方か、そういう方々が旧アルファビゼンに行かれた際には、そういう方々は皆さんどこへ車は基本的にとめられとったんでしょうか。

○橋本委員長 木村証人。

○木村証人 それはちょっと私わかりません。

○橋本委員長 田原委員。

○田原委員 手伝いに行くようにという指示はされたということをお認めいただいたんですが、先ほど増田証人の中では、約10名ぐらいが入れかわり手伝いに行ったというふうな証言をいただきました。その中で、ちょっと確認をさせていただきたいと思いますが、今まで10名ほどということの中で、我々が知り得たのが、北条久さん、宮本数敏さん、シミズミチノリさん、石野裕正さん、先ほどの増田敏夫さん、タナカサトシさん、ハマザキさん、ナカザキさん、加々本さんという方のお名前がわかりました。そのほかにいらっしゃいますか。

○橋本委員長 木村証人。

○木村証人 何年前ですかね、これ。平成の何年ごろですかね。20年。

[「23年です」と呼ぶ者あり]

○橋本委員長 4年から5年ほど前ですね。

○木村証人 日常の業務として、いろんな配車表とか予定を立てます。で、それに誰を行かせるどうこうというのは、それは私記憶ないです。先生おっしゃるんなら、その方が行ったんだと思います。私はそこまで細かくは記憶にありません。

○橋本委員長 田原委員。

○田原委員 じゃあ、そういう名前の方がいらっしゃったということは記憶がありますか、教官で。

○橋本委員長 木村証人。

○木村証人 職員の中にはいました。

○橋本委員長 田原委員。

○田原委員 その中に原さんという方はいらっしゃいましたか。

○橋本委員長 木村証人。

○木村証人 いつごろのことでしょうか、それは。

○橋本委員長 田原委員。

○田原委員 22年か、3年ころだと思います。

○橋本委員長 22年か、23年ごろということのようです。

○木村証人 ちょっと記憶に。ハラという人はおります。が、いつごろ、彼も県外から来ておりますので、いつどうなったかちょっとそこまでは、私は記憶にないです。

○橋本委員長 田原委員。

○田原委員 できれば、その原さんのフルネームをお教えいただければと思います。

○橋本委員長 木村証人。

○木村証人 ちょっと済いません、思い出せません。

○橋本委員長 田原委員。

○田原委員 できれば後でも結構ですから、御協力をお願いしたいと思います。

○橋本委員長 木村証人、例えば備前自動車学校備前教習所の保管した書類の中に、元従業員のハラ何とかさんという方の記録等々は残っておりますでしょうか。

木村証人。

○木村証人 永年保存の中では、それは残っております、はい。

○橋本委員長 それらについて、もし尋ねられたら、フルネームあるいは住所等をお教えいただけますでしょうか、この委員会に。

木村証人。

○木村証人 ちょっとそこは私も公安委員会に聞いてみないとちょっと返答できませんので…

○橋本委員長 よろしいか。

立川委員。

○立川委員 済いません、ちょっと確認と言えば失礼なのですが、先ほどおっしゃいましたように、ボランティアの指示はしているよと、教習所のシーズンオフといいますか、多忙時を外れて指示はしているよというお答えをいただいてたんですが、それボランティアに参加してるときの職員は勤務時間内ということだったのでしょうか。それとも、勤務時間外という参加だったのでしょうか。

○橋本委員長 木村証人。

○木村証人 勤務時間内です。ボランティアというか、だからうちの教習所の中の勤務時間内で現場へのボランティアをやっていると。で、先ほども田原先生がおっしゃいましたけど、金銭の発生は会社のほうからしてるということですので。あちらのほうにの金銭の何というのは、これはありません。

○橋本委員長 立川委員。

○立川委員 では、教習所内の時間、勤務内ということでの派遣でしたということであれば、誰がどこに行ってるよという把握はしておられたのでしょうか。

○橋本委員長 木村証人。

○木村証人 こちらのほうへ来てるということは把握しております。

○橋本委員長 立川委員。

○立川委員 じゃあ、先ほど出ましたスケジュール表とか勤務表の類いの書類は残っておりますでしょうか。

○橋本委員長 木村証人。

○木村証人 一切ありません。

○橋本委員長 立川委員。

○立川委員 では、そのときの労務管理の担当者はおわかりになりますか。

○橋本委員長 木村証人。

○木村証人 労務管理というのはその、ちょっとよろしいですか。

○橋本委員長 はい。

木村証人。

○木村証人 先ほど人事権のことをおっしゃいましたが、人事権ありませんので、うちは現場からこういうものがこういう勤務でやっていますよということが本社のほうで給料計算してもらいますので、そちらのほうに出します。現場ではその材料をつくるだけであって、それから先ほど誰が行ったかどうかということ把握してるかということがありましたけど、勤務したものの書類の保存期間というのが公安委員会から指定されておまして、その当時のものは一切ありませんので、私の記憶でもちょっとそのころのことを思い出すことはできませんので、これでよろしいでしょうか。

○橋本委員長 立川委員。

○立川委員 はい、ありがとうございます。

それでは、実際に勤務時間内に職員さんはボランティアで行かれたと。その際の勤務日報的なものはありましたでしょうか、どうでしょうか。

○橋本委員長 木村証人。

○木村証人 その都度出してもらってます。

〔「はい、ありがとうございます」と立川委員発言する〕

○橋本委員長 よろしいですか。

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようでしたら、次の質問に移りたいと思います。

次の質問は、証人にお尋ねをいたしますが、株式会社備前まちづくりを御存じかと思うんですが、そこが旧アルファビゼンの建物内で植物工場、つまり野菜工場をやっておりました。その際に見学をされたということのようでございますが、その野菜工場の運営に関して、備前自動車学校備前教習所から職員を出向させてお手伝いをさせたというような記憶はございますか。

木村証人。

○木村証人 この株式会社備前まちづくりっていうのは、私知らないんですけど、行かせたかど

うか、私ちょっと記憶ありません。

ここのNPO法人も私余りよく知りませんので。

○橋本委員長 野菜づくりの工場があったというのは御存じですよ。先ほどの証言の中から、行って見たことはあるよというお答えだったんですが。あの中で野菜工場をやったというのは御存じですね。

木村証人。

○木村証人 先ほど聞かれてる分は、私はこのNPO法人のことであそこへ行ったことがあるかどうかということを聞かれてるように私は思ってたんですけど、野菜工場のほうは私は記憶ありません。

○橋本委員長 野菜工場は見られてないということですか。

〔「はい」と木村証人発言する〕

はい、わかりました。

それでは、これの関連で委員の皆さんからの質問ございますか。

田原委員。

○田原委員 NPOも片上まちづくりも存在は知ってたけども、詳しいことは知らなかったということでもよろしいんですね。

○橋本委員長 木村証人。

○木村証人 私、ほとんど知りません。

○橋本委員長 田原委員。

○田原委員 存在は知っとられたわけですね。

○橋本委員長 木村証人。

○木村証人 備前まちづくり株式会社、これはごく最近になって知りました。

○橋本委員長 田原委員。

○田原委員 知らないところ、会長さんっていわれるんか、オーナーという表現がいいんか、吉村さんのほうが片上の活性化、まちづくりのために協力しようじゃないかということで手伝いに行く大方針は決められたということでもよろしいんですね。

○橋本委員長 木村証人。

○木村証人 アルファビゼンの1階のほう、たしか下で販売なんかをしてたと思います。そのときに私が買い物に行ったときに聞いたのは、これから先、老人がここへ来てもらおうと。行くところが恐らくなくなるだろうからということで、いろんなものを設備をされておりました。そのときもらうのは100円でいいだろうと、電気代だけでいいだろうと。そうすれば、ここに人がいろいろ集まって、子供も一緒にできるんじゃないかと、そういうことでされとるんであって、オーナーがどうこうというもんじゃないと私は思います。

○橋本委員長 田原委員。

○田原委員 いや、私がお尋ねしてるのは、おたくの御子息なり、増田さんからの要請で人は手

伝いに行かせましたと、こういうことなのですが、やっぱり備前自動車学校備前教習所もやはり法人なんですよね。法人がよそへ手伝いに行くという場合には、それなりの意思決定がなければ、外部への手伝いっていうのはできないと思うんですよ。そういうことでお尋ねしてるんですが、単なるおたくの御子息なり、増田さんの要請だけで、そこへ人を派遣させれる権限が管理者にあったのかなかったのかということをお尋ねします。

○橋本委員長 木村証人。

○木村証人 私が聞いているのは、私の息子ないし増田さん、これから手伝ってもらえないかということをお尋ねしておりますので、それならばうちも暇なときはお手伝いしましょうということで行ってるだけです。

○橋本委員長 田原委員。

○田原委員 吉村武司さんからの要請は一切なかったということによろしいのでしょうか。

○橋本委員長 木村証人。

○木村証人 一切ありません。

○橋本委員長 よろしいか、ほかに。

石原委員。

○石原委員 先ほど、NPO法人片上まちづくり並びに株式会社備前まちづくりの存在はいつのタイミングでお知りになったか、それから御答弁によりますと、実態であったり、活動内容ですらほとんど何て言うんですかね、把握をされていないような状況が見てとれたんですけども、そういうところでですね、何て言うんですかね、あいた時間であっても従業員の方を、指示をして、ボランティアとして赴く指示をされる時にですね、実態がよくわからないような団体がされとる活動に対してのボランティアを指示することに当たって、何ら違和感も何も抱きませんでしたか。

○橋本委員長 木村証人。

○木村証人 どうお答えしたらええんかね、うちの息子とそれから増田さんから手伝ってもらえないかということでありましたんで、それは手伝いをさせたということで、その石原先生が言われる疑義を持たなかったかということについて、そこは私も今どう答えていいかわかりませんが、うちの子供と増田さんが今まで私も彼らとつき合ってますので、そこに出すことにさほど違和感を私は感じなかったです。

○橋本委員長 よろしいか。

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようでしたら、次の質問に行きます。

次の質問は、証人にお尋ねをいたしますが、いよいよこの旧アルファビゼンから植物工場、つまり野菜工場を撤退するとき、市からの要請に基づいて、あそこにあるいろいろな機材をもう撤去してくださいという要請に、市からそういった要請に基づいて、平成23年5月16日以降、

完了日は同年6月14日完了しとんですが、その間に、備前自動車学校備前教習所から職員、従業員を撤収作業のお手伝いに派遣をされたというふうにお伺いをしておるんですが、これには間違いございませんでしょうか。

木村証人。

○木村証人 済いません、ちょっと記憶にありません。

○橋本委員長 記憶にないですか。

ほう、後の質問が続きませんね。

他の関連質問は、委員の方ございませんか。

田原委員。

○田原委員 ここに備前自動車学校備前教習所で働いた方の証言があります。その中で、まず前段のNPO法人が入るときにいろいろな片づけをしたと。壁を壊したり片づけをしたんだと。そのときにいろいろなものを持ち出しましたと。それから、撤去するときにもいろいろなものを持ち出しましたと。それは全て自動車学校の業務車だということの証言があります。その辺のことは御存じですか。

○橋本委員長 木村証人。

○木村証人 そこのところは、私もちょっと覚えがありませんね。

○橋本委員長 田原委員。

○田原委員 少なくとも人の派遣とあわせて、自動車学校という名前の入った自動車学校の車両での持ち出しがされたんだというような証言がありますし、ここにそういう投書もあります。そういうようなことから、自動車学校の人が業務でお手伝いもし、業務で業務車を使ったということも事実だということであります。よくまあ会社、法人ですから、法人が認めればいいんかもわかりませんが、そういう事実があったということは御認識をいただいております。

○橋本委員長 質問ですか。よろしいですか。

○田原委員 はい。

○橋本委員長 他の委員の方の関連質問ございますか。

石原委員。

○石原委員 お忙しい中、本当に重い立場の証人という形でおいでをいただいておりますけれども、我々もあの旧アルファビゼン内でどういう出来事があったのか、その事実が少しでもつまびらかになればという思いでこの委員会開いておるわけですが、質問6項目ございましたけれども、先ほど来、記憶にございませんという答弁ございましたが、開始からしばらくたちますけれども、閉会間近に当たって、何か記憶が呼び戻されたこととか、何か思い出されたこととか、旧アルファビゼンに関しての出来事等で何か最後に御発言いただけることがあればとは思っておりますけれども、もしございましたら。

○橋本委員長 木村証人。

○木村証人 石原先生ね、何年も前のことでなかなか思い出せないところあります。それから、もう書類も残ってないのもあります。今、私が話したことはもう本当のことでありまして、別に何もありません。ただ、私もこうやってここへ出させていただいたこと、それなりのことを言わせてもらったんですが、ぜひ真犯人をつかまえていただきたいと思います。お願いします。

以上です。

○橋本委員長 田原委員。

○田原委員 私も最後にもう一点、せんだって久々井の大型自動車教習所の2階に電線が保管されてるんだということで市長が市民の方をそこへお連れして見せられたと、こういうような事実がありました。その点については御存じですか。

○橋本委員長 木村証人。

○木村証人 今初めて聞きますけど、あそこはいつですかね、もう3年ぐらい前、2年ぐらい前からですかね、管理する者は完全にかわっておりますので、私一切もうタッチしておりませんから。済いません、わかりません。

○橋本委員長 田原委員。

○田原委員 それでは、今は木村管理者の管轄外ということで、はい。

○橋本委員長 木村証人。

○木村証人 はい、管轄外です。

〔「はい、わかりました」と田原委員発言する〕

○橋本委員長 委員長のほうから1点質問をいたします。

野菜工場の諸設備を撤収する作業のときに、備前自動車学校備前教習所から従業員を出向、あなたとあなたとあなた手伝いに行ってくださいというような指示をした覚え、記憶はないということですか、それともあったかもわからんけど、忘れたということなんでしょうか、お答えを願いたいと思います。

木村証人。

○木村証人 ほんと記憶ないです。

○橋本委員長 記憶にない。

○木村証人 どなたが行かれたか、逆に教えていただけますか。

○橋本委員長 ほうほうほう、はい、わかりました。

ほかに皆さんございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようでしたら、これで木村証人に対する尋問を終了したいと思います、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、以上で木村勝幸証人に対する尋問は全て終了いたしました。

なお、今後の調査によっては再度証人等として出席要請をさせていただく場合もありますの

で、その際には御協力いただきますようよろしくお願いをいたします。

本日は、長時間ありがとうございました。

退室をしていただいて結構です。

この際、暫時休憩いたします。

午前 11時40分 休憩

午後 1時35分 再開

○橋本委員長 それでは、休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

***** 証人尋問（木村幸隆氏） *****

それでは、木村幸隆証人に入室をしていただきますが、午前中と同じく補佐人の同席を要望しておられます。これを許可いたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、補佐人の同席を認めることといたします。

それでは、入室していただきますので、この際、暫時休憩いたします。

午後 1時36分 休憩

午後 1時37分 再開

○橋本委員長 それでは、休憩前に引き続き委員会を再開します。

本日は、お忙しい中にもかかわらず本特別委員会の出頭要求にお応えをいただき、まことにありがとうございます。本特別委員会の調査に御協力いただきますようよろしくお願いをいたします。

これより証人尋問を行いますが、証言を求める前に証人に申し上げます。

証人尋問については、地方自治法第100条の規定があり、またこれに基づき民事訴訟法の証人尋問に関する規定が準用されます。証人の権利及び罰則の適用の可能性についてはあらかじめ文書でお渡しをしたとおりであり、また同様の文書を資料の1としてお席に用意してありますが、その内容は御承知いただけましたでしょうか。

〔「はい」と木村証人発言する〕

はい、ありがとうございます。

それでは、法律の定めるところによりまして、証人に宣誓を求めます。

傍聴者の皆様、報道関係者の方々も含めまして、全員御起立願います。

それでは、木村幸隆証人、宣誓書を朗読願います。

○木村証人 宣誓書。私は、良心に従って真実を述べ、何事も隠さず、また何事もつけ加えないことを誓います。平成28年12月24日、木村幸隆。

それでは、宣誓書に署名、押印を願います。

どうぞお座りいただいて結構です。

〔「委員長、14日」と呼ぶ者あり〕

あっ、日付が14、日付が。

〔「言い間違えましたか」と木村証人発言する〕

はい。

〔「済いません」と木村証人発言する〕

はい、ありがとうございます。

全員、御着席願います。

これより証人に証言を求めますが、証言は証言を求められた範囲を超えないこと、また発言の際には、その都度挙手の上、委員長の許可を得てから発言されますようお願いをいたします。

なお、こちらから尋問をしているときは着席をしたままで結構ですが、発言の際には起立をして発言を願います。

また、委員の皆さんに申し上げます。

本日は、旧アルファビゼン盗難事件に関する調査事項について証人より証言を求めるものであり、不規則発言等、議事の進行を妨げる言動のないよう御協力をお願いいたします。

また、証人の人権に留意されるようあわせて要望いたします。

これより木村幸隆証人から証言を求めます。

まず、尋問の進め方ですが、資料4の証言を求める事項について尋問をさせていただきます。

尋問は、おおむね1件ずつ委員会を代表して委員長から行うこととします。

なお、関連質問を希望する委員は、委員長の許可を得てから行っていただくようお願いをいたします。

それでは初めに、人定尋問を行います。

あなたは木村幸隆さんですか。

〔「はい」と木村証人発言する〕

はい、ありがとうございます。

続きまして、住所、生年月日、職業については、事前に記入していただきました確認事項記入票のとおりで間違いございませんか。

〔「はい」と木村証人発言する〕

はい、ありがとうございます。

それでは、この後の尋問につきましては、委員会を代表しまして委員長から行います。

まず、証人にお尋ねをいたします。

あなたは、旧アルファビゼンの建物の中でNPO法人片上まちづくり、あるいは株式会社備前まちづくりの行った作業にお手伝いをされたことがありますか。

木村証人。

○木村証人 中で作業はしていました。けども、今言われたまちづくりとかそういうのとかかわってやってたというのはございません。

○橋本委員長 それでは、それらの建物の中で作業をやった際のあなたの身分はどこの従業員ということで、どなたの指示でそこに行って作業のお手伝いをされましたか。

木村証人。

○木村証人 私はそのときは株式会社勝英自動車学校のほうに所属してましたので、そこの所属で、教習の合間に吉村武司氏、相談役のほうから、ちょっと掃除をしてくれと言われたので、最初行きました。

○橋本委員長 それは掃除というんですか、片づけをしてくださいというのは、旧アルファビゼンを再開するための事前準備だったというふうに伺っておりますが、いろいろな物品、そういったものを片づけたり、掃除をしたりという作業に、延べ何日間ぐらい従事されたか記憶にございますでしょうか。大体で結構です。

木村証人。

○木村証人 延べですか。

○橋本委員長 延べです。

○木村証人 5カ月ぐらいだと思います。片づけに関しては。

○橋本委員長 はい、ありがとうございます。

それでは、その次に、あの建物の中で、野菜工場、葉レタスを製造しておった時期がございますが、そういった作業にはお手伝いに行かれた覚えがございますか。

木村証人。

○木村証人 はい、行ってきました。

○橋本委員長 はい、ありがとうございます。

以上、とりあえずの質問を委員長として行いました。

関連質問を希望される方は、挙手の上、お願いをいたします。

ございませんか、関連質問。

田原委員。

○田原委員 NPOの片づけには参加されたということですが、片上まちづくりの工場の準備にはどれぐらい行かれたんでしょうか。

○橋本委員長 木村証人。

○木村証人 片上まちづくりのその手伝いですか。それのときには片上まちづくりは関係してなかったと思ってるんで、それで行ったとは思ってはおりません。

○橋本委員長 ちょっと説明をします。

初期のころ、旧アルファビゼンの建物の中を内部を片づけをした際には、あそこをいろんな用途で使おうということで片づけをした。これはどちらかというとNPO法人片上まちづくりの事業であったやに、我々はお聞きしております。その後の野菜工場ですか、これは株式会社備前まちづくりというふうに聞いておりますので、その両方を手伝いに行かれたということであれば、当初から野菜づくりもひっくるめて、さっきお答えをされました、約5カ月間ということでしょうか、2つに分けるのではなくて。

木村証人。

○木村証人 今、私が言う、さっき5カ月って答えたのは、あくまで片づけの期間の中での5カ月です。なんで、最初片上まちづくりがきつと借りてたとは思うんですけども、その時期の期間のことを今お答えした感じです。

○橋本委員長 よろしいか、田原委員。

田原委員。

○田原委員 わかりました。

それで、まず最初の片づけですよ、アルファでいろいろ片づけをされたようですが、そのときにいろいろな要らん物、不要品を処分したと思うんですが、それはどちらへ処分されたんでしょうか。

○橋本委員長 木村証人。

○木村証人 不燃物、埋め立てのものに関しては、備前市の埋め立てのほうに持っていきました。それ以外のものは、私が知ってる限り、金平鉄鋼さんが全て持って帰ってくれてたと思います。金平鉄鋼さんに渡してました。

○橋本委員長 よろしいか。

田原委員。

○田原委員 それから、ロッカー、その他については、一切自動車学校のほうへは持っていったという証言もあるんですが、向こうへ持っていったという証言も聞いてるんですが、実際はどなんでしょう。

○橋本委員長 木村証人。

○木村証人 もともとアルファ内にあったものであれば、それは一切持って行ってません。持っていった覚えはないです。

○橋本委員長 田原委員。

○田原委員 その持ち出しの車ですね、搬出の車、それは備前自動車学校の業務車で運搬したという証言をいただいているんですが、それは間違いありませんか。

○橋本委員長 木村証人。

○木村証人 ごみに関してですかね。ごみであれば、金平鉄鋼さんが毎朝アルファの前に、ごみ、ボックス持ってきてくれてたんで、それに積めて持って行ってもらってたんで、うちの業務車両はそれに関しては使ってないですけども、埋め立てに持っていく際は、うちの会社にある4トンドンプを使って運んでたんで、そこは業務車両を使っています。

○橋本委員長 田原委員。

○田原委員 それは前段のいわゆる片づけですね、アルファ内の片づけ、それで野菜工場を片づけられ、もう最後……。

○橋本委員長 片づけまで行くんですか。

〔「それはまだ後があるのかな」と田原委員発言する〕

もう少し待ってください。

〔「それはまた後で聞きます」と田原委員発言する〕

その他の。

〔「5カ月言うたからね」と田原委員発言する〕

委員長からちょっとお尋ねをいたします。

先ほどの5カ月というのは、開設準備の期間の5カ月ということで、この5カ月の期間の中には野菜工場を撤収するときの時間は入ってはいませんよね。

木村証人。

○木村証人 はい、今さっき言った5カ月っていうのは、あくまでアルファビゼンを片づけるっていう段階だけの期間で5カ月ぐらいを要してますんで、その他、野菜工場をつくるから撤去、あとその他娯楽室をつくる期間は含んでません。

○橋本委員長 はい、ありがとうございます。

よろしいか。

川崎副委員長。

○川崎副委員長 何年間か、店を閉めた状態であったんで、相当の要らない物もあったんだろうと思いますけど、派遣の命令は吉村代表からということですけども、現場にですね、5カ月もいたということになれば、当然NPOの片上まちづくりか、及び株式会社備前まちづくりの方と現場での調整というんですか、共同作業とか、そういう接したというんですかね、打ち合わせとか、その辺は5カ月間の間、どういう状況だったんでしょうか。

○橋本委員長 木村証人。

○木村証人 片づけをするときに関しては、片上まちづくりの人に、まあどういふふうにすべきなのか、最初わからなかったんで、いろいろ聞いたりした中で、金平さんが引き取ってくれるっていう話を聞いたんで、使ったのは、その辺はお話はしてますけども、その他は特にしてないと思います。備前まちづくりの人に関しては、一切かかわってないと思います。

あと、派遣されたっていうよりも、私の場合はどっちかという手伝いに行ったというほうが、教習の合間を見て手伝いに行ってたんで、派遣されたっていうのはちょっと違うかなと感じてます。

○橋本委員長 よろしいか。

○川崎副委員長 はい。

○橋本委員長 ほかにございませんか。

石原委員。

○石原委員 約5カ月間、当初に片づけの作業に入られたということなんですけど、その約5カ月間にわたる片づけ作業というのは、フロアでいきますと、どの範囲を片づけをされたんでしょうか。

○橋本委員長 木村証人。

○木村証人 私が片づけたのは、1階から4階までです。

○橋本委員長 よろしいか。

田原委員。

○田原委員 あなたは、勝英自動車学校のほうから手伝いに行ったということでしたよね。それは、どなたに指示されて行かれたんでしょうか。

○橋本委員長 木村証人。

〔「これさっき言うたよ」と呼ぶ者あり〕

○木村証人 先ほども言いましたけど、その相談役、吉村武司氏のほうからの指示で行きました。

○橋本委員長 田原委員。

○田原委員 いや、確認したんですから。私が聞きよんだから。

それで、そのときには給料は当然、ボランティアで行ったという表現を吉村証言がされたんですね。給料は当然、勝英自動車教習所からいただいていますよね。

○橋本委員長 木村証人。

○木村証人 はい、もらってます。

○橋本委員長 田原委員。

○田原委員 ということは、業務命令で行ったというふうに解釈してよろしいんですね。

○橋本委員長 木村証人。

○木村証人 はい。

○橋本委員長 よろしいか。

○田原委員 はい。

○橋本委員長 ほかにございませんか。

ないようでしたら、委員長のほうからお尋ねをします。

約5カ月間ということなんですが、1日平均何人ぐらいの方が、この片づけの作業に従事をされておられましたか、大体でいいです。二、三人か、五、六人かというようなことで。

木村証人。

○木村証人 期間によって違うんですけど、最初のほうは、もう本当に1人、2人の期間から、それじゃあ片づけが終わらないので、途中から人数がふえていって、まあ平均をとると大体三、四人ぐらいじゃないのかなと思います。

○橋本委員長 最大に膨れ上がったときには10名前後ぐらいにはなっておりましたか、この片づけで。

木村証人。

○木村証人 最大でも5人ぐらいだと思います。

○橋本委員長 それらの人選というんですか、人員の派遣の、出向の要請は、先ほど備前自動車学校備前教習所の管理者である木村氏のほうからは、幸隆さんのほうから連絡があって、そのときに手がすいとる者を何人か人選をして、行って手伝ってこいというふうにしておったという証

言をいただきましたが、それで間違いございませんか。

木村証人。

○木村証人 はい、間違いありません。

○橋本委員長 その際にですね、代理権というんですか、相談役の吉村武司氏の代理であなた、息子さんである幸隆さんのほうがお父さんである備前自動車学校備前教習所の管理者にお願いをしておったというふうに推測できるんですが、そのとおりでよろしいでしょうか。

木村証人。

○木村証人 最初はほんと人が少なくて、作業の効率が悪いというのを吉村武司相談役のほうに報告したところ、あいてる職員がいないかっていうことで、備前自動車教習所のほうに依頼したのは間違いありません。

○橋本委員長 ほかに、もうこの片づけの段階での質問、関連する質問ございませんか。

川崎副委員長。

○川崎副委員長 これまで野菜、植物工場やるのに1階を中心に片づけたという証言がほとんどだったんですけど、今回5カ月も、相当の廃材が残ってたんだろうと思います。そういう中でですね、1階から4階まで片づけたというふうな今、証言がありましたけれども、ということは、2階、3階、4階についても、やはり将来成功すれば、植物工場にするために片づけたというふうな理解でよろしいでしょうか。

○橋本委員長 木村証人。

○木村証人 最初入った当初には植物工場の考えはなく、最初あの建物を備前市の方々の何らかの娯楽施設になればいいっていう考えのもとで掃除をしてたと認識しています。

○橋本委員長 よろしいか。

川崎副委員長。

○川崎副委員長 ということであれば、ほとんど1階から2階、3階、4階、どういうものを使うという目的を知らないまま片づけたというのが率直なところでしょうか。

○橋本委員長 木村証人。

○木村証人 はい。片づけてた段階ではそのような状況です。

○橋本委員長 石原委員。

○石原委員 濟いませぬ、1階から4階までということで、せんだって我々委員会としてもあの現場に入らせていただいて、地下から屋上までこうめぐったわけですけども、もう何て言うんですかね、1階から4階までほとんどのものが撤去されて、がらんとした何もほぼないような形だったんですけども、その5カ月の作業をもってそのように何て言うんですか、ほぼ何もない状況まで片づけたと、そのときに片づけたという形ですか、いかがですか。

○橋本委員長 木村証人。

○木村証人 まあ何もないっていうのがどういう状況かあれなんですけども、片づけをしたときに1階と2階にすごいもともと天満屋さんが入ってたエリア以外のところには大量の棚であつ

たり、そういうのがあったんで、それに大分時間かかっているんですけども、3階、4階に関しては、もうほとんどもう物自体もなかったんで、フロアの掃除、床を洗剤まいてポリッシャーかけたりっていう掃除だけぐらいでした、3階、4階は。

○橋本委員長 石原委員。

○石原委員 ありがとうございます。

1階、2階には多くの物品、また棚であったりが残っておった、それを運び出したということでしょうけれども、じゃあ例えばですけども、2階からまあまあ幾らかの大きさのものを運び出すときには、2階から1階に持っており際にはエレベーターを使って作業されたという認識でよろしいですかね。

○橋本委員長 木村証人。

○木村証人 エレベーターは一切使っておりません。

○橋本委員長 石原委員。

○石原委員 それから、運び出された不要な棚であったり、そういうものを、先ほど金平鉄鋼さんの名前も上がりましたけれども、その都度何て言うんですかね、横づけをされたトラック等に積み込んだのか、ある一定期間保管もできるようなバツカンのようなものに何て言うんですかね、投入する形でしばらく置くような形、どういう搬出作業、そこらあたりをお教えいただければと思うんですけど。

○橋本委員長 木村証人。

○木村証人 ちょうど正面玄関のところの前が広いスペースがあると思うんですけども、そこに箱。

○橋本委員長 鉄の箱ですね。

○木村証人 はい。鉄の大きい引き上げるような箱、あれを朝置いていってもらって、で、いっぱいになる、もしくは、いっぱいになったら電話して来てもらいますし、夕方になったら、最後向こうの作業が終わってからとり来てもらうっていう形です。トラック横づけというよりも箱があるっていう状況です。

○橋本委員長 石原委員。

○石原委員 ありがとうございます。

それから、午前中の御証人の発言にもあったんですけども、あの施設の鍵を午前中の証人の方とそれから木村さんとが持ってましたよということをおっしゃったんですが、この5カ月の片づけの期間はあの施設の鍵は持たれておったんでしょうか、いかがでしょうか。

○橋本委員長 木村証人。

○木村証人 片づけの5カ月に関しては、私は鍵は持っておりました。

○橋本委員長 よろしいですか。

石原委員。

○石原委員 鍵は、その片づけの5カ月時点ではほかに誰々が持っておった、何個あったという

ようなことは、お答えできる範囲で、はい。

○橋本委員長 木村証人。

○木村証人 何個あったかっていうのはわかりませんが、私が把握してるのは、うちの会社では私だけです。あと、片上まちづくりの人が数名持ってたと思います。

○橋本委員長 石原委員。

○石原委員 それから、その片づけの5カ月間ですね、その間に実際に木村さんが作業されたりして、あの施設を訪れたり、作業されとる中で、その期間の間に備前市役所、市役所の担当部署の職員さんが現場を、例えば訪れたり、それから片づけ等の作業に当たって何らかの指示をされたり、そういうような職員のかかわりというのはあったでしょうか。

○橋本委員長 木村証人。

○木村証人 なかったと思います。

○橋本委員長 いいですか。

田原委員。

○田原委員 お尋ねします。

午前中のあなたのお父さん、木村管理者は勝英自動車学校とは全く無関係だと、こういうような証言がありましたが、そのように認識しとってよろしいのでしょうか。

○橋本委員長 木村証人。

○木村証人 その前後の話がわからないのであれですけども、まあ一応勝英自動車学校と備前自動車教習所の管理者は別会社なんで。特にかかわりはないと思います。

○橋本委員長 田原委員。

○田原委員 それを確認したかったんです。

そういうことになりますと、おたくは勝英自動車学校に在職して、吉村氏の指示で備前自動車学校の備前教習所の管理者へ人員派遣を吉村さんの代理で要請をしたということになるんですが、そういう認識でいいんですね。

○橋本委員長 木村証人。

○木村証人 吉村相談役に関してはグループの相談役なので、個々の指示ができますんで、そういうふうな認識で備前自動車教習所さんのほうには頼んでました。

○橋本委員長 よろしいか。

川崎委員。

○川崎副委員長 スケジュール的なもんが頭に入ってないんで、改めて確認したいと思えますけど、5カ月というのは、平成何年の何月から何月ごろの5カ月でしょうか。

○橋本委員長 木村証人。

○木村証人 正直平成何年っていうのは覚えてないんで、わかりませんが、片上まちづくりがきつと借りてから1年以内の5カ月ぐらいの範囲だと思います。

〔「はい、わかりました」と川崎副委員長発言する〕

○橋本委員長 よろしい。

星野委員。

○星野委員 片づけを手伝いに行かれてた際の出入りはどこからされてたんでしょうか。

○橋本委員長 木村証人。

○木村証人 出入りというのは、最初にどこのドアをあけるかっていうことでよろしいんですか。

〔「はい」と星野委員発言する〕

最初にドアをあけるは、大体裏口の鉄の扉から入っていました。

○橋本委員長 星野委員。

○星野委員 木村さんが持たれてたという鍵は、その鍵ではどこどこあけ閉めすることができたんでしょうか。

○橋本委員長 木村証人。

○木村証人 マスターキーだったんで、ほぼあの形のところは全部あけ閉めできてました。

〔「はい、わかりました」と星野委員発言する〕

○橋本委員長 よろしいか。

津島委員。

○津島委員 片づけの際、主な職員名がわかれば、教えていただきたいと思います。一緒に片づけをした職員名。

○橋本委員長 木村証人。

○木村証人 片づけのときの職員名は、きょう朝来た増田、ハラ、ハマザキ、ナカザキ、加々本、キシモト、ヨシモト、あとヤマザキ、あと数名いたと思いますけど、ちょっと名前を、もう退職されてる方もいるんで、ちょっと覚えてないです。

〔「はい、わかりました」と津島委員発言する〕

○橋本委員長 先ほどお答えになられました名前ですが、これらは備前自動車学校備前教習所の従業員の方ですか、それとも勝英自動車学校の従業員の方ですか。

木村証人。

○木村証人 今言ったのは、全部備前自動車教習所の職員の名前です。

○橋本委員長 はい、ありがとうございます。

ほかにございませんか。

立川委員。

○立川委員 先ほどマスターキーのお話が出たんですが、木村さんは鍵を持っていたと。あとの残りは片上まちづくりではなかったかという御証言があったんですが、午前中に増田さんは増田さんと木村さんが鍵を持っていたと。23年6月に鍵の引き渡ししたときに、増田さんは木村さんへ鍵を渡したというお話が聞けたんですが、その辺いかがですか。その当時、増田さんと木村さんとお二人が持ってらっしゃったんじゃないんですか、いかがですか。

○橋本委員長 木村証人。

○木村証人 今話してるのは掃除をした時期ってということなんで、掃除をした時期は増田は鍵は持ってないはずです。私しか持ってないはずです。

〔「はい、わかりました。ありがとうございます」と立川委員発言する〕

○橋本委員長 それでは、次の質問に行ってもよろしいか。

田原委員。

○田原委員 先ほど手伝いに行った中に、末石さんという方はおられたことないですか。

○橋本委員長 木村証人。

○木村証人 もしかしたら、1回か2回来てるかもしれないです。ただ、余り来てもらったイメージがないので、いたかもです、これは正直。はっきりしません。

○橋本委員長 それでは、次の質問に移りたいと思います。

2段目で、旧アルファビゼンの建物の中で一時期、株式会社備前まちづくりが主体となって野菜工場を展開されたと思いますが、証人はそのことを御存じですか。また、その期間中に野菜づくりのほうにお手伝いに行かれたことはございますか。

木村証人。

○木村証人 野菜づくりを手伝いに行ってたのは行ってました。ただ、備前まちづくりがやるという認識はなく、吉村武司からの指示でやってるっていうほうが強かったので、勝英の手伝いってことです。の認識でやっておりました。

○橋本委員長 その手伝いに行かれた期間は、大体何カ月ぐらいか記憶にございますでしょうか。

木村証人。

○木村証人 期間はきっとほぼ最初から最後まで、教習をやってないときは、手伝いに行ってたと思います。

○橋本委員長 大体月数では何カ月か、何年かというようなことは大体でいいですが、わかりませんか。

○木村証人 正直覚えてません。

○橋本委員長 結構です。

ただいまの関連質問ございましたら、お願いをいたします。

川崎副委員長。

○川崎副委員長 盗難事件と関係があるんで、率直に失礼があつたらお断りしときますけれども、我々が今まで聞いた範囲では、高圧のものは料金が高くなるということで、植物工場段階では100ボルトのですね低圧の電流を使って稼働させたというふうに聞いてます。5カ月片づけて、片づけたころというのは、ほとんどまだ電線問題も安全協会が点検してるようです。事実、植物工場が稼働して、ずっと最初から最後までということになれば、低圧の電気環境というもの

は把握してたと思いますけれども、先ほどの2階から4階までの掃除の過程で、高圧いうたら間違いでしょうね、配電盤が実際は切られてますんで、配電盤などのところの片づけというのは一切手をつけてなかったというのが、工場が動く過程の中でもほとんど入ってなかったというのは事実でしょうか、それとも幾らか配電盤とか、そういうところに入った経緯があるでしょうか。

○橋本委員長 木村証人。

○木村証人 今のは1階から4階の配電盤ということでよろしいんですか。

〔「はい」と川崎副委員長発言する〕

配電盤のところに行かないと電気がつかなかったんで、配電盤のところのヒューズで電源を基本入れてたので、それは行くたんびに入っていました。中を掃除したっていうのは、正直してないと思います、配電盤の中は。

○橋本委員長 川崎副委員長。

○川崎副委員長 済いません、自分も頭の中で、掃除しとる段階でもうストップしてるという認識だったんだけど、たしか相当遅くまで高圧で電気を使っていたようですね。だから、植物工場が始まる段階では、一切配電盤関係なくて、独自の低圧の工事を電気屋さんに頼んでやったということ、そしてまた撤退しなさいという段階では、そういう低圧の電線関係については片づけを一緒にやられ、また指揮したというふうな理解でよろしいんでしょうか。

○橋本委員長 木村証人。

○木村証人 植物工場のお話ですよ。

〔「はい」と川崎副委員長発言する〕

確かに、どこかの業者に頼んで線を引き直して、そこの電気を使ってるっていう認識はあったんで、で、それを最後片づけたっていうのは覚えてます。

○橋本委員長 よろしいか。

ほかにございませんか。

田原委員。

○田原委員 私たちはね、野菜工場の責任者は実は幡上さんだろうと思ってたんです。私たちが見学に行ったときに幡上さん、工場長というふうに認識してたんですけども、今回百条でいろいろ調査すると、幡上さんじゃないんだと、むしろおたくが実務者のように、少なくとも今なってるんですが、その辺はいかがなんでしょうか。

○橋本委員長 木村証人。

○木村証人 特に私が責任者っていう意識は正直ないんであれですけども、ただ言われたら、こういうのをつくりたいっていうのを聞いた上で、あとは現場にいる人たちで考えて作業してたっていう感じですね。

○橋本委員長 田原委員。

○田原委員 こういうものをつくりたいという説明者というか、提案者はどなたですか。

○橋本委員長 木村証人。

○木村証人 相談役です。

○橋本委員長 田原委員。

○田原委員 吉村氏から直接指示があって、それを具体的にあなたたち数人で協議して事業を進めたということですね。

○橋本委員長 木村証人。

○木村証人 はい、そうです。

○橋本委員長 田原委員。

○田原委員 よくわかりました。

それで、ちょっとさかのぼるんですが、もう一回、1階から4階までに娯楽施設としての利用を考えてるんだということで、吉村相談役から夢を語られたと思うんですが、その計画書というか、そういうのは見たことありますか、それとも何か言葉でも結構です。こんなことしたいというようなことは聞かれたことありますか。

○橋本委員長 木村証人。

○木村証人 計画書っていうのは存在はしていません。

ただ、一応話をした中と、あとプラス実際行ってたことかというと、まず1階のフロアには簡単なフィットネス道具も置いてましたし、電動マージャンの機械も置いてましたし、漫画もきっと500冊以上は置いてたと思います。あと、絵のほうもきっと100点以上置いてましたし、100インチのシアターもつくってました。その他、それが誰でも無料でできるようにというのと、後々もっと温泉施設的なところもつくりたいなみたいな話はされてましたけど。あくまで言葉の中なんです。

○橋本委員長 川崎副委員長。

○川崎副委員長 改めて、植物工場が稼働してるときに、私らもちょうど所管だったんかどうか、見学に行かせてもらいました。青白い光でね、レタスの水耕栽培やってました。周辺見ますと、確かに今証言されたようなものがありました。と考えますと、工場が稼働してる期間、朝8時か9時か知りませんが、夕方5時か6時、そういった時間まで玄関は開放されていたというふうに理解したらよろしいでしょうか。

○橋本委員長 木村証人。

○木村証人 水耕栽培やってたときに、今言った施設はないはずですが。水耕栽培のときは水耕栽培しかしてなかったと思います。水耕栽培をやっているときに、玄関等々は一切あいてないと思います。たまに、水耕栽培やられてたらわかる、中の溶液がありまして、その溶液が薄くなるんですけど、薄くなったりしたら困るので、たまに行ってその液を足すぐらいで、通常はもうほぼ、あと刈ったりするときとか、あと種埋めるときは、また行ってましたけど、それ以外は行ってなかったんで、ほぼ閉まりきってたと思います。

○橋本委員長 川崎副委員長。

○川崎副委員長 済いません。私も大分古い話なんで記憶が飛んでるんですけど、確かにそうい

う栽培とともに、それ以前か以後かよくわかりませんが、完全に閉めた段階でも、まだ何かそういう今さっき言った本だとかいろんなものが残ってた印象があるんです。ただ、それが稼働して一般住民が出入りしてるという状況は見ていないんですよ。その辺は率直なところ、わからなきゃわからないで結構なんですけれども、そういうふうに本から何から市民に親しまれる広場として設定した時期もあるというふうなことはこれまでの証人の中で発言ありましたんで、そういう時期については、木村さんはどうなんですか、関与してたんでしょうか、どうでしょうか。

○橋本委員長 木村証人。

○木村証人 関与してたと思います。で、その本とか、そういうのがあったときは、片上まちづくりで借りられてるときにやってました。ただ、片上まちづくりが撤去するってなったときに、そういうものに関しては全て撤去したので、それ以降そこに、アルファ内にそういうのがあったというのはないと思います。

○橋本委員長 川崎委員。

○川崎副委員長 私もその辺の記憶が余り詳しくないんですけども、何かそういうものを催してたなという印象を受けるようなものが残ってました。それはそれで大したことじゃないんですけど、問題はですね、工場は完全に閉め切ってやったといったら、ほとんど出入りできないんですけど、その市民広場でやって、片上まちづくりがやってるときには、改めてもう一回確認の意味で、表玄関のちょっと広場がある、あの辺のドアなんかは自動で自由に出入りできた状況は何時間でもあったんでしょうか。

○橋本委員長 木村証人。

○木村証人 2カ月か3カ月ぐらいですけど、毎週日曜日の午前中は開放してました。

○橋本委員長 よろしいか。

田原委員。

○田原委員 野菜工場の設置者については、吉村相談役からじかに指示があったというふうにお聞きしたんですが、そこで業者としては、株式会社ミズシマさんですかね、その人がやられたということがわかってるんですが、そういうことにも木村証人は一切タッチしてないということでもいいんですね。

○橋本委員長 木村証人。

○木村証人 全くタッチしてないことはないです。多少なりとも、一緒の話を聞いたりとかはしてます。

○橋本委員長 田原委員。

○田原委員 それで、それはですね、増田敏夫さんは電気関係に大変詳しい方だというふう聞いてたんですが、それは事実ですか。

○橋本委員長 木村証人。

○木村証人 増田の前職が大阪のほうで小さい電気屋さんをやってたんで、家電程度のレベルだと思います。詳しいって言っても、まあ一般人よりかは詳しい程度ぐらいだと思います。

○橋本委員長 よろしいか。

田原委員。

○田原委員 それで、繰り返しますけども、木村管理者、いわゆるお父さんですね、それは人の要請は息子のおたくと増田さんから何人派遣してくれと、こういう事業しようとするんだから、何人派遣してほしいというその要請があったと、こういうことなんです。そういうような中で、その辺の計画というか、は、おたくが大体あしたはこういう作業するから何人欲しいという要求をしてたんでしょうか。

○橋本委員長 木村証人。

○木村証人 今話してるのは水耕栽培の時期っていうことですよ。

〔「そうです」と田原委員発言する〕

水耕栽培の時期は、次の日、例えば今話出ましたけど、ミズシマさんのほうから材料が入るんで、組み立ての作業があるとかっていうところは、私とか増田とかで話し合っ、何人ぐらいの人員が必要かっていうのを考えて、それで依頼してたと思います。

○橋本委員長 田原委員。

○田原委員 それじゃ、撤去の場合もそういうような作業手順だったということによろしいんでしょうか。

○橋本委員長 木村証人。

○木村証人 撤去のときもそのような感じですね、はい。

○橋本委員長 既に話題が撤収のほうに移ってしまいましたが、よろしいか。

石原委員。

○石原委員 濟いませぬ、先ほどの野菜づくりの時期についてなんですけれども、その水耕栽培ですか、どこまで何て言うんですかね、進んで、どういう段階まで行ってたのか、僕もまだ理解が不足しとんですけれども、もう何て言うんですかね、野菜をあそこで作られて、何て言うんですかね、成長もして、商品化されて、出荷をするぐらいまで行っただけですかね。

○橋本委員長 木村証人。

○木村証人 出荷っていうのは、それでお金をいただける状態になってるかどうかということですか。

○橋本委員長 石原委員。

○石原委員 濟いませぬ。お金になるかどうかというか、あの中でできた野菜を、結局外へ搬出して、トラック等に積み込んで、どこかへ納めに行くとか、売りに行くとか、そういうところなんですけど。

○橋本委員長 木村証人。

○木村証人 正直もともとお金を得るためにやってるものというよりも、そういうのもそこでできたものもどこかに配れたらとか、あげたらというほうがメインだったので、もうアルファの事業自体がお金をもうける気がない事業だったのであれですけども、実際、物はできてました

し、食べれる状況にはなっていました。ただ、衛生面的なことを考えると、やっぱり余り他人に渡せるような状況ではなかったです。

○橋本委員長 石原委員。

○石原委員 御苦労もあったかとは思いますが、そのできた野菜を、お聞きしたいのは、何かトラックなんか積み込んで、利益まあまあなかなか上げるのは難しい中で、トラック等に積み込んでどこかへ輸送したり、いわゆる出荷ですね、そういう作業は行われとったんかどうかということなんですけど。

○橋本委員長 木村証人。

○木村証人 一応うちの会社の調理できるところに実際持って行って調理してはありました。

○橋本委員長 石原委員。

○石原委員 その程度であれば、さほどの量でもないのかなということが想定できるんですけども、そういうできた野菜を外部へ搬出する場合には、どこへ車なりトラックをとめて、どこの出口から主に運び出しはされとったんでしょうか。

○橋本委員長 木村証人。

○木村証人 普通に袋に入る程度なんで、袋に詰めて手で持っていけてたので、自家用とかに普通に乗せてました。

○橋本委員長 石原委員。

○石原委員 ありがとうございます。

それから、あの施設の電気系統が最後に異常ないと確認されたのが平成22年1月25日ですか、それから発覚をした翌23年の6月15日までの、その1年5カ月の間に何らかの出来事があって、ああいう状況になつとるということなんですけれども、本当に我々もするような思いで、あそこにかかわられた方、何かをいうところの思いなんですけれども、木村さんが野菜づくり等で、主に1階でしょうけれども、1階で作業されたり、それから出たり入ったりされるような中で、例えば通常聞こえるはずもない大きな音であったり、振動であったり、何か見たことのないような違和感を感じるようなトラック、車、作業員等が出入りをしたとか、何か違和感を感じるような出来事が果たしてなかったのかなというふうに思うんですけども、いかがでしょうか。

○橋本委員長 木村証人。

○木村証人 正直何もなかったと思います。

○橋本委員長 よろしいか。

○石原委員 はい。

○橋本委員長 田原委員。

○田原委員 野菜工場は、従来のアルファビゼンの電線経路じゃなしに、別回線を引かれたというふうに聞いてるんですが、外部からね、建物の外からというたら見苦しいじゃないですか。外

からの線じゃなしに、建物内で配線してたというふうを感じるんですが、御存じないですか。

○橋本委員長 木村証人。

〔「質問変えましょうか」と田原委員発言する〕

〔「はい」と木村証人発言する〕

一旦建物の中で中国電力から電気の供給を受けて、そこで受けて、そこから建物内を配線されたんではないですかということを尋ねよります。

○木村証人 基本、電線から引っ張ってきて、内部にブレーカーつくって、そこから送ってたと思いますけど。

○橋本委員長 田原委員。

○田原委員 だと思っんですよ。北側のところの電柱からボックスがあって、アルファへ持ってきてね、それを建物内へ引き込んで、どこにブレーカーがあったか知りませんが、いわゆる建物内での配線をされて野菜工場まで電線を引いてるというふうを感じるんですが、そのとおりでよろしいか。

○橋本委員長 木村証人。

○木村証人 はい、そうです。

○橋本委員長 田原委員。

○田原委員 そういう中で、既存の電線があるんですよね、もともとあそこにあった地下から屋上までの。その中には電線を通すパイプが入ってるんですよ。それを利用されたことはないですかね。わかりませんか、専門的なことは。

○橋本委員長 木村証人。

○木村証人 正直、わかりません、はい。

○橋本委員長 よろしいか。

それでは、ちょっと委員長のほうからお尋ねをいたします。

証人の任されておりました、持っておったそのマスターキーですね、これをもって、発電機が3台ほどある従来の建物の中の大きな受電室があるんですが、そこへは入ることができると思うんですが、入られたことはございますか。

木村証人。

○木村証人 それは7階のことですか。

○橋本委員長 さようでございます。

○木村証人 入ったことはあります。

○橋本委員長 お尋ねをいたしますが、その入られたときには配線関係ですね、大きなスイッチとか、そういったものが幾らでも並んどんですが、その配線あたりに盗難被害に遭ったような痕跡というものは見受けられたかどうか、記憶にございますでしょうか。

木村証人。

○木村証人 入った理由が掃除だったので、最初どこにどういうものがあるかっていうのを確認

のために入ってるだけで、正直入ったといっても、ここは電気室だなんていう確認程度ぐらいでしか入ってないので、中の配線どうこうっていうのは一切。

○橋本委員長 つぶさには見られてないということですね。

○木村証人 はい、見てないです。

○橋本委員長 はい、わかりました。

それでは、最後の撤収に関して質問をしてみたいと思います。

平成23年5月16日に市のほうから、もうNPO法人が賃貸借契約を解除したんで、株式会社備前まちづくりも、もうここ使っちゃだめだから撤収しなさいという指示を受けて、それから後に撤収作業に移ったと思います。撤収の完了が6月14日というふうにお聞きをいたしておりますが、その間に木村証人は中心的にその撤収作業に従事をされたやに聞いておりますが、間違いございませんか。

木村証人。

○木村証人 まあ中心、トップだったという気はないですけども、やってみました。

○橋本委員長 それでは、お尋ねをいたしますが、その際の撤収作業の指揮命令系統の責任者のな方は、あなた以外におられましたでしょうか。

木村証人。

○木村証人 みんなで話し合っただけ撤収っていう感じだったので、撤収っていうか、まあ、私、増田、幡上あたりは同じような感じだったと思います。

○橋本委員長 幡上氏はこの撤収作業の際に骨折しておったということをちらっとお聞きをしたんですが、ギブスを巻いておったというような状況は確認はされておられませんか。

木村証人。

○木村証人 私もうろ覚えなので、その場に幡上氏がいたかどうかは正直覚えてないのではないですけども、一応数人で話してるはず程度です。もしかしたら、いなかったかもしれないです。

○橋本委員長 一番にはですね、この物品はどこそこへ持っていけ、この物品はどこそこだというように、次に保管する場所の指示等がなされたと思うんですが、それらを木村証人が中心になってやったんだというふうにお聞きしとんですが、それは違いますか。

木村証人。

○木村証人 まあ、私が中心に指示を、ただ私もどこどこに物を置くっていう権限は正直持っておられませんので、これをここに、これをここっていうのは、確か、もしかしたら吉村武司のほうから、これはここに持っていきなさいと、大きい物だけは指示を受けて、それをみんなに伝えたりはしてるかもしれないです。小さい物に関しては、もうどこにでも置けるので、あいてるところを見つけて置いていったと思います。

○橋本委員長 委員長からの質問は以上ですが、関連する質問を希望される委員の方は、挙手の上、お願いをいたします。

津島委員。

○津島委員 平成23年5月16日でしたか、撤収作業終了後、吉村武司氏からフルーツパークで上等な焼き肉をごちそうになったというのを小耳に挟んでおりますが、あなたはこの焼き肉をごちそうになっておられますか。

○橋本委員長 木村証人。

○木村証人 濟いませぬ、初耳なんで、わかりません。私は食べてないと思います、覚えてないですけど。

〔「不参加じゃな」と津島委員発言する〕

○橋本委員長 ほかにございませぬか。

石原委員。

○石原委員 今度、いよいよ撤去のところなんですけれども、濟いませぬ、立て続けに次々。約1カ月、記録によるとですね、記録というか資料によると、約1カ月の間で撤去作業というような形かとは思いますが、冒頭の片づけ、約5カ月の片づけではほぼほとんど廃棄するような物品がメインだったと思いがたなんですけれども、いわゆるこの撤去、野菜工場の撤収、そのところで搬出される物品は、まあまあ再利用ができるようなものがたくさんあったのか、それからもう廃棄するものも数多くあったのかはわからんのですけれども、その撤収のときの外への搬出作業というのは、どこの何て言うんですかね、出入り口からどういう形で搬出されたんでしょうか。

○橋本委員長 木村証人。

○木村証人 えっと、何から言ったらいいのか、1カ月かかったっていうのは誰かの証言だったのかどうか知らないんですけど、実際1カ月もかかってないと思います。1週間程度、1週間もかかってないのではないのかなと思います。

中の、主に運ぶのは水耕栽培をやってた大きい鉄の組んだものだけだったので、あれちょうど、アルファの正面の入り口をちょうど通るんで、そっから全部出してました。

○橋本委員長 石原委員。

○石原委員 ありがとうございます。

それから、ここでまあ鍵の話なんですけれども、このときには木村さんも鍵を持ってあって、で、午前中の増田証人ですか、のお話では、撤収、撤去の完了したときに、増田さんが持っておられた鍵を木村さんにお渡しをしたんだというお話があったんですけど、それは間違いございませぬでしょうか。

○橋本委員長 木村証人。

○木村証人 正直鍵のことははっきり覚えてないので、増田から受け取ったのか、私が増田に渡したのかはちょっと覚えてませぬ。

○橋本委員長 よろしいか。

川崎副委員長。

○川崎副委員長 管理者である職員のほうからはですね、たしか最終的には14か15日に11

個の鍵を受け取ったと。渡したときはそれより少なかったというような証言があるんですけど、今、午前中入れますとですね、どちらが受け取った渡したにしても、増田さんと木村さんの2個のマスターキーしか預かってないような印象なんですけど、その他9個についての鍵の存在なり、渡した覚えとか、その辺のところはどうなんでしょうか。

○橋本委員長 木村証人。

○木村証人 9個。

〔「11個、職員は引き継ぎでもらったというような言い方の証言がありますので。」と川崎副委員長発言する〕

私たち職員、正直細かく覚えてないんですけど、私と増田が持ってたのは確実です。ただ、その他で、各職員にはほぼ渡してなかったのでもしかしたら1個は備前自動車教習所に、渡してないか。ただ、正直そこまでの数は想像できないですね、はい。私が確実に覚えているのは2つだけです。

○橋本委員長 ほかにございませんか。

田原委員。

○田原委員 撤収には約1週間ぐらいでばたばたと片づけたということなんですが、それも吉村氏の指示で、保管場所は吉村氏の指示だったということのようですが、どこへ搬出されたでしょう。

○橋本委員長 木村証人。

○木村証人 主に中村窯業跡地か備前大型か、どちらかだと思います。

○橋本委員長 よろしいか。

田原委員。

○田原委員 その搬出の車両は業務車だったということによろしいんでしょうか。

○橋本委員長 木村証人。

○木村証人 うちの会社が保有してる5トンユニックで搬送しました。

○橋本委員長 5トンのユニック車ですね。

よろしいか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

では、委員長のほうからお尋ねをいたします。

証人は、6月15日にこの旧アルファビゼンの建物内で電線が盗難に遭っているということを市が確認をして、賃借されておられた方、あるいは転貸借をされておられた方、つまり備前まちづくり等々の方に現場の見分を求めたというふうに聞いておりますが、木村証人は、その現場の見分に立ち会われましたでしょうか。

木村証人。

○木村証人 立ち会っておりません。

○橋本委員長 立ち会ってはない。

○木村証人 はい。

○橋本委員長 はい、それからですね、もう一点のお尋ねは、片づけから最後の撤収完了に至るまで、その間あの建物内にはNPO法人、あるいは備前まちづくり、あるいは備前自動車学校備前教習所、あるいは勝英自動車学校、そういった方々以外の方がですね、作業員等々で何名か、複数の人数であの建物の中に入っておるような者を目撃されたことはございませんか。

木村証人。

○木村証人 ないと思います。

まあ例えば、こちらが注文したものの運搬とかで入ってる業者はあるとは思いますが、それ以外はないと思います、はい。あっ、ないと思います、はい。

○橋本委員長 それから、再度お尋ねをいたしますが、あなたは電線盗難事件の現場自体は今日に至るまで一度も中を見られたことはございませんか。

木村証人。

○木村証人 ないです。

○橋本委員長 ございませんか。はい、わかりました。

それで、皆さん、これらの関連質問はございますか。

ないようでしたら、最後の質問に移りますよ。

田原委員。

○田原委員 おたくの相談役さんはね、従業員を絶対的に信頼しとるということで、無礼な質問をしたということお叱りを受けたんですが、通常は鍵はおたくが持っておられた。それで、市が受け取ったときに、物がなくなり、壊されているということなんですよ、確実にね。で、ガラス1枚も割られずになくなってるのは、中のものがね。そういう中で、やっぱり市とすれば、借りてたあなたたちに何かその間の事情はありませんかという質問をしなかったんですかという問い合わせをさせてもらったんですよ。市からそういう問い合わせはなかったですか、おたくに。直接、あなたは現場の責任者的な立場だったんですよ。

○橋本委員長 木村証人。

○木村証人 私自身に直接っていうことですかね、携帯電話なり電話で。

〔「まあ直接、間接、結構ですが、どちらでも」と田原委員発言する〕

なかったと思います、備前市からは。

○橋本委員長 田原委員。

○田原委員 会社のほうへはいかがだったんでしょう。

○橋本委員長 木村証人。

○木村証人 特に、私のほうには何も連絡が来てないので。

○橋本委員長 田原委員。

○田原委員 それで、7月の6日には立ち会いしてるんですよ、幡上さんと増田さんと吉村さん

とね。そのときにはおたくには声がかからなかったわけ。

○橋本委員長 木村証人。

○木村証人 はい、かかってないです。

○橋本委員長 よろしいですか。

田原委員。

○田原委員 それで、かかってなかったということであるし、盗難現場も一遍も見られたことはないということなんですね。そういう中で、あなたはその相談役から全幅の信頼を受けてあその作業指揮をされてたわけですよ。

〔「まあ、指揮は、うん」と木村証人発言する〕

まあ、幡上さんは派遣社員で余り責任を持たれてないということ、増田さんかおたくかということになるんですけどね、そういう中で、何か道義的責任感じませんか。

○橋本委員長 木村証人。

○木村証人 いや、特に。特にないです。

○橋本委員長 よろしいか。

それでは、委員長のほうから、もう一点お尋ねをします、証人に。

〔「はい」と木村証人発言する〕

証人は、旧アルファビゼンの建物内の電線の設備が盗難被害に遭っているというのを、どなたから聞かれましたでしょうか。

木村証人。

○木村証人 増田のほうから電話で聞きました。

○橋本委員長 はい、わかりました。

それでは、最後の質問に移ってよろしいですか。

田原委員。

○田原委員 増田さんから聞かれたということなんですが、吉村相談役から事情、説明を聞かれたことはございませんか。

○橋本委員長 木村証人。

○木村証人 何か知ってるかっていう言葉は聞かれましたけど、全く存じてなかったの、ああ何もわからなかったの、その程度ぐらいしか聞かれてません。

○橋本委員長 よろしいか。

○田原委員 はい。

○橋本委員長 それでは、最後の質問になろうかと思えます。

旧アルファビゼンで電線の盗難事件が発覚いたしました。それ以降ですね、備前警察署が捜査に及んでおりますが、備前警察署から木村幸隆証人に事情聴取なりの要請があったりしたことがございますでしょうか。

木村証人。

○木村証人 ありました。と、してます。

○橋本委員長 あって、その事情聴取に応じたということでございますが、その回数あるいは時期的なものがわかれば教えていただきたいと思います。わからなければ、回数だけでも結構です。

木村証人。

○木村証人 回数は1回です。時期は1年ほど前だと思います。

○橋本委員長 はい、ありがとうございました。

ほかに、委員の皆さんで関連する質問ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようでしたら、以上で木村幸隆証人に対する尋問を全て終了いたしたいと思いません。

よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、木村幸隆証人に対する尋問は全て終了いたしました。

なお、今後の調査によっては再度証人等として出席要請をさせていただく場合もありますので、その際には御協力いただきますようによろしくお願いをいたします。

本日は、長時間ありがとうございました。

退室いただいて結構です。

この際、暫時休憩をいたします。

午後2時50分 休憩

午後2時53分 再開

○橋本委員長 それでは、休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

この委員会はこれにて散会をいたしますが、散会后、別室、委員会室Cにおきまして幹事会を開催いたしたいと思しますので、幹事の皆さんはお残りください。

ただし、本日は本委員会のほうは再開はございません。後日ということになりますので、一般の委員の方は、お引き取りをいただいて結構です。

なお、本日の議事録につきまして、字句の整理につきましては、正副委員長に御一任を願えますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本日の議事録につきまして、字句の整理につきましては、正副委員長に御一任いただくことといたします。

以上で本日の旧アルファビゼン盗難事件調査特別委員会を閉会いたします。

皆さん、御苦労さまでした。

午後2時54分 閉会